

専用サービス契約約款

(初版2002年10月)

2022年4月

株式会社Q T n e t

目 次

第1章	総 則	1
第1条	約款の適用	1
第2条	約款の変更	1
第3条	用語の定義	1
第4条	外国における取扱制限	2
第2章	専用サービスの種類	2
第5条	専用サービスの種類	2
第3章	専用サービスの提供区域	3
第6条	専用サービスの提供区域	3
第4章	契 約	3
第1節	高速デジタル伝送サービスに係る契約	3
第7条	高速デジタル伝送サービスの品目	3
第8条	契約の種別	3
第9条	契約の単位	3
第10条	共同専用契約	3
第11条	専用回線の終端	3
第12条	収容区域及び加入区域	3
第13条	専用申込の方法	4
第14条	専用申込の承諾	4
第15条	最低利用期間	4
第16条	契約者数の変更	4
第17条	品目の変更	5
第18条	専用回線の分岐	5
第19条	通信又は保守の態様による細目の変更	5
第20条	多重アクセスの提供	5
第21条	回線自動切替の提供	5
第22条	専用回線の移転	5
第23条	専用回線の異経路	6
第24条	専用回線の利用の一時中断	6
第25条	専用回線の利用休止	6
第26条	高速デジタル伝送サービス利用権の譲渡	6
第27条	契約者が行う専用契約の解除	7

第28条	当社が行う専用契約の解除	7
第29条	その他の提供条件	7
第2節	削除	7
第3節	高速イーサネット専用サービスに係る契約	8
第38条	高速イーサネット専用サービスの品目等	8
第39条	専用回線の終端	8
第40条	最低利用期間	8
第41条の1	通信の態様による細目の変更	8
第41条の2	その他の提供条件	8
第4節	国際専用サービスに係る契約	9
第42条	国際専用サービスの品目	9
第43条	契約の種別	9
第44条	契約の単位	9
第45条	専用申込の方法	9
第46条	最低利用期間	9
第47条	専用契約に基づく権利の譲渡の禁止	9
第48条	その他の提供条件	9
第5節	その他の専用サービスに係る契約	
	映像伝送サービスに係る契約	10
第49条	映像伝送サービスの品目等	10
第50条	契約の種別	10
第51条	専用回線の終端	10
第52条	最低利用期間	10
第53条	通信の態様による細目の変更	10
第54条	その他の提供条件	10
第5章	端末設備の提供等	11
第55条	端末設備の提供	11
第56条	端末設備の移転	11
第57条	端末設備の利用の一時中断	11
第6章	回線相互接続	12
第58条	当社又は他社の電気通信回線の接続	12
第59条	他社接続回線の相互接続	12
第60条	他社接続回線接続変更	12
第61条	接続専用回線の接続休止	12
第62条	相互接続点の所在場所の揭示等	12

第7章	利用中止及び利用停止	13
	第63条 利用中止	13
	第64条 利用停止	13
第8章	専用回線の利用の制限	14
	第65条 専用回線の利用の制限	14
第9章	料金等	15
	第1節 料金及び工事に関する費用	15
	第66条 料金及び工事に関する費用	15
	第2節 料金等の支払義務	15
	第67条 料金の支払義務	15
	第68条 手続きに関する料金の支払義務	17
	第69条 工事費の支払義務	17
	第70条 線路設置費の支払義務	17
	第71条 設備費の支払義務	18
	第3節 料金の計算等	18
	第72条 料金の計算方法	18
	第73条 料金等支払いの連帯責任	18
	第4節 割増金及び延滞利息	18
	第74条 割増金	18
	第75条 延滞利息	18
	第5節 特定協定事業者との相互接続に係る料金の取扱い等	19
	第76条 特定協定事業者との相互接続に係る料金の取扱い等	19
第10章	保 守	20
	第77条 契約者の維持責任	20
	第78条 契約者の切分責任	20
	第79条 修理又は復旧の順位	20
第11章	損害賠償	21
	第80条 責任の制限	21
	第81条 免 責	21
第12章	雑 則	22
	第82条 承諾の限界	22
	第83条 利用に係る契約者の義務	22

第84条	他人に使用させる場合の契約者の義務	22
第85条	契約者からの専用回線等の設置場所の提供等	23
第86条	専用サービスの技術的事項及び技術資料の閲覧	23
第87条	契約者の氏名等の通知	23
第88条	協定事業者からの通知	23
第89条	協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行	23
第90条	協定事業者による専用サービスに関する料金等の回収代行	23
第91条	法令に規定する事項	23
第92条	契約者情報の取扱い	24
第93条	閲覧	24

別記

1	専用サービスの提供区域等	25
2	契約者の地位の承継	25
3	契約者の氏名等の変更	25
4	特定協定事業者	25
5	特定協定事業者との相互接続に係る料金の取扱い	25
6	契約者からの専用回線等の設置場所の提供等	26
7	自営端末設備の接続	26
8	自営端末設備に異常がある場合等の検査	27
9	自営電気通信設備の接続	27
10	自営電気通信設備に異常がある場合等の検査	27
11	当社の維持責任	27
12	協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行	28
13	新聞社等の基準	28
14	技術資料の項目	28
15	整理品目	29

料 金 表		30
通 則		30
第1表	料 金	32
第1	高速デジタル伝送サービスに関する料金	32
第2	削除	43
第3	高速イーサネット専用サービスに関する料金	44
第4	国際専用サービスに関する料金	49
第5	その他専用サービス	
	映像伝送サービスに関する料金	55

第6	手続きに関する料金	57
第2表	工事に関する費用	58
第1	工事費	58
第2	線路設置費	62
第3	設備費	63
第3表	証明手数料	64
料金表別表		65
1	国際専用サービスの国内回線部分の品目	65
2	削除	66
3	学校に限定した基本回線専用料の割引の適用	67
4	特定工事センターにおける工事費	67
月額料金表		68
別 表		
I	基本的な技術的事項	87
II	業務区域	91
III	回線距離測定局	92
附 則		96

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、国際電気通信連合憲章（平成7年条約第2号）、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第31条及び事業法第31条の4の規定に基づき、この専用サービス契約約款（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これにより専用サービスを提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 専用サービス	契約の申込み等により指定された区間において当社が設置する電気通信回線（電話網等に係る契約者回線又はアクセス回線を除きます。）を使用して、符号、音響又は影像の伝送を行う電気通信サービス
4 専用サービス取扱所	専用サービスに関する業務を行う当社の事業所
5 専用契約	当社から専用サービスの提供を受けるための契約（短期専用契約となるものを除きます。）
6 短期専用契約	1年未満の利用期間を指定して当社から専用サービスの提供を受けるための契約
7 専用申込	専用契約又は短期専用契約の申込み
8 専用申込者	専用申込をした者
9 契約者	当社と専用契約又は短期専用契約を締結している者
10 専用回線	専用契約又は短期専用契約に基づいて設置される電気通信回線
11 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者（電気通信事業法（以下「事業法」といいます。）第9条の規定により登録を受けた者をいいます。以下同じとします。）との間の相互接続協定（事業法の規定に基づき当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
12 接続専用回線	相互接続点にその一端が終端する専用回線
13 他社接続回線	相互接続点において接続専用回線と接続する電気通信回線であって、当社以外の電気通信事業者が設置するもの
14 協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
15 特定協定事業者	協定事業者のうち、相互接続協定に基づき当社の接続専用回線と他社接続回線（その他社接続回線を介して接続される他の協定事業者の専用回線を含みます。）を合わせて料金を設定している協定事業者

16 端末設備	専用回線の終端（相互接続点におけるものを除きます。）に接続される電気通信設備であって、一の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
17 専用回線等	専用回線及び当社が設置する端末設備
18 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
19 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
20 技術基準等	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）及び専用回線端末等の接続の技術的条件
21 分岐	一の専用契約又は短期専用契約に係る専用回線の中から契約者が指定する場所までの間に専用回線を設置すること
22 分岐回線	専用回線のうち、分岐により設置する部分
23 専用取扱局	電気通信設備を設置し、それにより専用サービスを提供する当社の事業所
24 国際専用回線	国際専用サービス（専用申込者が指定する区間において、当社と外国の電気通信事業者が共同して専用回線を設置して提供する専用サービスをいいます。以下同じとします。）に係る電気通信回線
25 国際回線区間	当社が別に定める専用取扱局から外国の電気通信事業者の関門局までの区間
26 国際回線部分	国際回線区間の専用回線
27 国内回線部分	本邦における国際専用回線の終端から当社が別に定める専用取扱局までの区間の国際専用回線
28 回線終端装置	専用回線の終端（相互接続点において端末設備が接続される形態に相当する接続専用回線以外の接続専用回線の相互接続点の部分を除きます。）の場所に当社が設置する装置
29 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
30 特定データセンター	当社が指定するデータセンター

（外国における取扱制限）

第4条 国際専用サービスの取扱いに関しては、外国の法令、外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

第2章 専用サービスの種類

（専用サービスの種類）

第5条 当社が提供する専用サービスには、次の種類があります。

- (1) 高速デジタル伝送サービス
- (2) 削除
- (3) 高速イーサネット専用サービス
- (4) 国際専用サービス
- (5) その他の専用サービス
映像伝送サービス

第3章 専用サービスの提供区域

(専用サービスの提供区域)

第6条 当社の専用サービスは、別記1に定める提供区域において提供します。

2 当社は、当社が指定する専用サービス取扱所において提供区域を閲覧に供します。

第4章 契約

第1節 高速デジタル伝送サービスに係る契約

(高速デジタル伝送サービスの品目)

第7条 高速デジタル伝送サービス(64kbit/s以上の符号伝送が可能な専用サービスであって、高速イーサネットサービス及び国際専用サービス以外のものをいいます。以下同じとします。)には、料金表に規定する品目及び通信又は保守の態様による細目があります。

(契約の種別)

第8条 高速デジタル伝送サービスに係る契約には、次の種別があります。

ただし、料金表第1表(料金)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- (1)専用契約
- (2)短期専用契約

(契約の単位)

第9条 当社は、専用回線1回線ごとに一の専用契約(短期専用契約を含みます。以下この節において同じとします。)を締結します。

(共同専用契約)

第10条 当社は、一の専用回線について契約者が2人以上になる専用契約(以下「共同専用契約」といいます。)を締結します。

(専用回線の終端)

第11条 当社は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあつて堅固に施設できる地点に保安器、配線盤又は回線終端装置を設置し、これを専用回線の終端とします。

ただし、料金表第1表(料金)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2 当社は、前項の専用回線の終端(相互接続点の部分を除きます。以下同じとします。)に係る地点を定めるときは、契約者と協議します。

(收容区域及び加入区域)

第12条 当社は、料金表第1表(料金)に定めるところにより收容区域及び加入区域を設定します。

2 当社は、当社が指定する専用サービス取扱所においてその收容区域及び加入区域を閲覧に供します。

(専用申込の方法)

第13条 専用申込をするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を専用サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 専用サービスの種類及び品目
 - (2) 回線数
 - (3) 専用回線の終端の場所
 - (4) 通信方式の種類
 - (5) その他専用申込の内容を特定するための事項
- 2 接続専用回線に係る専用申込をするときは、前項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を専用サービス取扱所に提出していただきます。
- (1) その接続専用回線と相互に接続する他社接続回線に係るサービスの種類及び品目
 - (2) その接続専用回線と相互に接続する他社接続回線に係る区間
 - (3) その接続専用回線と相互に接続する他社接続回線に係る協定事業者の氏名又は名称
 - (4) その他接続専用回線に係る専用申込の内容を特定するための事項

(専用申込の承諾)

第14条 当社は、専用申込があったときは、受付けた順序に従って承諾します。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、短期専用契約に係る専用申込があった場合は、申込みのあった専用回線を設置するために必要な電気通信設備に余裕があるときに限り、その専用申込を承諾します。
- 3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その専用申込を承諾しないことがあります。
- (1) 申込みのあった専用回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
 - (2) 専用申込者が専用サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (3) 接続専用回線に係る専用申込にあっては、その接続専用回線と他社接続回線との接続に関し、その他社接続回線に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。
 - (4) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(最低利用期間)

第15条 高速デジタル伝送サービスには、料金表第1表(料金)に定めるところにより最低利用期間があります。

- 2 前項の最低利用期間は、専用回線の提供を開始した日から起算して1年間とします。
- 3 契約者は、前項の最低利用期間内に利用休止、専用契約の解除、分岐回線の廃止、専用サービスの品目の変更、料金表に定める通信又は保守の態様による細目の変更又は専用回線の移転があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表(料金)に規定する額を支払っていただきます。

(契約者数の変更)

第16条 契約者は、契約者数の変更を請求することができます。この場合、新たに契約者となる者又は利用をやめようとする者と連署した当社所定の契約申込書を専用サービス取扱所に提出していただきます。

- 2 当社は、前項の申込みがあったときは、第14条(専用申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(品目の変更)

第17条 契約者は、専用サービスの品目の変更を請求することができます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第14条（専用申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(専用回線の分岐)

第18条 契約者は、料金表第1表（料金）に定めるところにより、その専用回線の分岐の請求をすることができます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第14条（専用申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(通信又は保守の態様による細目の変更)

第19条 契約者は、その専用回線（短期専用契約に基づいて設置されるものを除きます。）について、通信又は保守の態様による細目の変更の請求を行うことができます。

ただし、料金表第1表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第14条（専用申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(多重アクセスの提供)

第20条 契約者は、多重アクセス（専用回線の終端の場所が同一であって、契約者が同一のもの（共同専用契約を締結している専用回線については、その多重アクセスを利用する他の専用回線に同一の契約者が含まれている場合であって、その多重アクセスに係る契約者全員の同意があるときに限ります。）である複数の高速デジタル伝送サービスの専用回線を1の伝送路インタフェース上で多重化することをいいます。以下同じとします。）の請求をすることができます。

- 2 契約者は、前項の請求にあたっては、料金表第1表（料金）に規定する伝送速度の区分を、あらかじめ指定していただきます。
- 3 当社は、第1項の請求があったときは、第14条（専用申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(回線自動切替の提供)

第21条 契約者は、回線自動切替（その専用回線（当社が別に定めるものを除きます。）とその専用回線に係る分岐回線（その専用回線の終端と同一の場所に終端があるものに限ります。）との間で回線を自動的に切り替えることをいいます。）の請求をすることができます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第14条（専用申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(注) 本条第1項に規定する当社が別に定めるものは、料金表第1表（料金）に規定するエコノミークラス及びシンプルクラスのものとしします。

(専用回線の移転)

第22条 契約者は、専用回線の移転の請求をすることができます。

ただし、相互接続点と相互接続点以外の地点との間の移転については、この限りではありません。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第14条（専用申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(専用回線の異経路)

第23条 当社は、当社の業務の遂行上支障がない場合において、契約者（短期専用契約を締結している者を除きます。）の請求に基づき、その専用回線を通常の経路以外の当社が指定する経路（以下「異経路」といいます。）により設置します。

(専用回線の利用の一時中断)

第24条 当社は、契約者から請求があったときは、専用回線の利用の一時中断（その専用回線を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

(専用回線の利用休止)

第25条 当社は、高速デジタル伝送サービス（当社が別に定めるものに限り、）の契約者（短期専用契約の専用契約を締結している者を除きます。以下この条において同じとします。）から請求があったときは、専用回線（利用開始後、30日以上経過したものに限り、）の利用休止（その専用回線を他に転用することを条件として、その専用回線を一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

2 専用回線の利用休止期間（その専用契約を利用できないようにした日から利用できるようにした日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）は、30日を越えるものとし、5年間を限度とします。

3 専用回線の利用休止期間が5年間を経過した後、契約者が新たに専用回線の利用休止又は再利用の請求を行わない場合において、その5年間を経過した日から起算してさらに5年を経過したときは、その契約は解除されたものとします。

(注) 本条第1項に規定する当社が別に定めるものは、料金表第1表（料金）に規定する高速品目のものとします。

(高速デジタル伝送サービス利用権の譲渡)

第26条 高速デジタル伝送サービス利用権（契約者が専用契約に基づいて高速デジタル伝送サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 高速デジタル伝送サービス利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により専用サービス取扱所に請求していただきます。

ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

3 当社は、前項の規定により高速デジタル伝送サービス利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

(1) 高速デジタル伝送サービス利用権を譲り受けようとする者が高速デジタル伝送サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠る恐れがあるとき。

(2) 共同専用契約の場合にあっては、その譲渡についてその契約に係るすべての契約者の同意がないとき。

(3) 接続専用回線に係る高速デジタル伝送サービス利用権の譲渡の場合にあっては、その譲渡がその接続専用回線に接続される他社接続回線に係る協定事業者の承諾を得られないとき、その他相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。

4 高速デジタル伝送サービス利用権の譲渡があったときは、譲受人は、契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。

(契約者が行う専用契約の解除)

第27条 契約者は、専用契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ専用サービス取扱所に書面により通知していただきます。

(当社が行う専用契約の解除)

第28条 当社は、第64条（利用停止）の規定により利用停止された専用回線等について、契約者がなおその事実を解消しない場合は、その専用回線等に係る専用契約を解除することがあります。

2 当社は、契約者が第64条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、専用回線等の利用停止をしないでその専用回線等に係る専用契約を解除することがあります。

3 当社は、前2項の規定により、その専用契約を解除しようとするときは、あらかじめ、契約者にそのことを通知します。

(その他の提供条件)

第29条 高速デジタル伝送サービスに係る専用契約に関するその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

第2節 削除

第3節 高速イーサネット専用サービスに係る契約

(高速イーサネット専用サービスの品目等)

第38条 高速イーサネット専用サービスには、料金表に規定する品目があります。

(専用回線の終端)

第39条 当社は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあつて堅固に施設できる地点に保安器、配線盤又は回線終端装置を設置し、これを専用回線の終端とします。

ただし、料金表第1表(料金)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- 2 当社は、前項の専用回線の終端(相互接続点の部分を除きます。以下同じとします。)に係る地点を定めるときは、契約者と協議します。

(最低利用期間)

第40条 高速イーサネット専用サービスには、料金表第1表(料金)に定めるところにより最低利用期間があります。

- 2 前項の最低利用期間は、専用回線の提供を開始した日から起算して1年間とします。
- 3 契約者は、前項の最低利用期間内に専用契約の解除、品目の変更又は専用回線の移転があつた場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表(料金)に規定する額を支払っていただきます。

(通信の態様による細目の変更)

第41条の1 契約者は、その専用回線について、通信の態様による細目の変更の請求を行うことができます。

- 2 当社は、前項の請求があつたときは、第41条の2第1項の規定に準じて取り扱います。

(その他の提供条件)

第41条の2 契約の単位、共同専用契約、収容区域及び加入区域、専用申込の方法、専用申込の承諾、契約者数の変更、専用回線の移転、専用回線の異経路、専用回線の利用の一時中断、利用権の譲渡、契約者が行う専用契約の解除及び当社が行う専用契約の解除の取扱いについては、高速デジタル伝送サービスの場合に準ずるものとします。

- 2 前項に規定するほか、高速イーサネット専用サービスに係る専用契約に関するその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

第4節 国際専用サービスに係る契約

(国際専用サービスの品目)

第42条 国際専用サービスには、料金表に規定する品目があります。

(契約の種別)

第43条 国際専用サービスに係る契約には、次の種類があります。

ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- (1) 専用契約
- (2) 短期専用契約

(契約の単位)

第44条 当社は、専用回線1回線ごとに一の専用契約を締結します。この場合、契約者は一の専用契約につき1人に限ります。

(専用申込の方法)

第45条 専用申込をするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を専用サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 国際専用サービスの品目
 - (2) 回線数
 - (3) 専用回線の終端の場所（本邦外の専用回線（外国の電気通信事業者が提供するものをいいます。）の設置場所を含みます。）
 - (4) その他専用申込の内容を特定するための事項
- 2 専用申込に関するその他の取扱いについては、高速デジタル伝送サービスの場合に準ずるものとします。

(最低利用期間)

第46条 国際専用サービスには、料金表に定めるところにより最低利用期間があります。

- 2 前項の最低利用期間は、専用回線の提供を開始した日から起算して1年間とします。
- 3 契約者は、前項の最低利用期間内に専用契約の解除、国際専用サービスの品目の変更又は専用回線の移転があった場合は、当社が定める期日までに、料金表に規定する額を支払っていただきます。

(専用契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第47条 契約者が専用契約に基づいて国際専用サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

(その他の提供条件)

第48条 専用回線の終端、収容区域及び加入区域、専用申込の承諾、品目の変更、多重アクセスの提供、回線自動切替の提供、専用回線の移転、専用回線の異経路、契約者が行う専用契約の解除及び当社が行う専用契約の解除の取扱いについては、高速デジタル伝送サービスの場合に準ずるものとします。

- 2 前項に規定するほか、国際専用サービスに係る専用契約に関するその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところとします。

第5節 その他の専用サービスに係る契約 映像伝送サービスに係る契約

(映像伝送サービスの品目等)

第49条 映像伝送サービスには、料金表に規定する品目があります。

(契約の種別)

第50条 映像伝送サービスに係る契約には、次の種別があります。

- (1) 専用契約
 - (2) 短期専用契約
- 2 短期専用契約は、端末回線のみによるものにより、提供します。
- 3 削除

(専用回線の終端)

第51条 当社は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあって、堅固に施設できる地点に保安器、配線盤又は回線接続装置を設置し、これを専用回線の終端とします。

- 2 当社は、前項の地点を定めるときは、接続専用回線に係る相互接続点の部分を除いて、契約者と協議します。

(最低利用期間)

第52条 映像伝送サービスには、料金表第1表(料金)に定めるところにより最低利用期間があります。

- 2 前項の最低利用期間は、専用回線の提供を開始した日から起算して1年間とします。
- 3 契約者は、前項の最低利用期間内に利用休止、専用契約の解除、料金表第1表(料金)に定める通信の態様による細目の変更又は専用回線の移転があった場合は、当社の定める期日までに、料金表第1表(料金)に規定する額を支払っていただきます。

(通信の態様による細目の変更)

第53条 契約者は、通信の態様による細目の変更の請求をすることができます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第14条(専用申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(その他の提供条件)

第54条 契約の単位、共同専用契約、收容区域及び加入区域、専用申込の方法、専用申込の承諾、契約者数の変更、専用回線の移転、専用回線の異経路、専用回線の利用の一時中断、利用権の譲渡、契約者が行う専用契約の解除及び当社が行う専用契約の解除の取扱いについては、高速デジタル伝送サービスの場合に準ずるものとします。

- 2 前項に規定するほか、映像伝送サービスに係る専用契約に関するその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

第5章 端末設備の提供等

(端末設備の提供)

第55条 当社は、契約者から請求があったときは、その専用回線について、料金表第1表（料金）に定めるところにより端末設備を提供します。

（注）当社が端末設備を提供している専用回線の利用休止があったときは、当社はその端末設備を廃止します。

(端末設備の移転)

第56条 当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の移転を行います。

(端末設備の利用の一時中断)

第57条 当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の利用の一時中断（その端末設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

第6章 回線相互接続

(当社又は他社の電気通信回線の接続)

第58条 契約者は、その専用回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その専用回線と当社又は当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線との接続（相互接続点における他社接続回線との接続に該当する場合又は外国の電気通信事業者の関門局におけるものを除きます。）の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を専用サービス取扱所に提出していただきます。

2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款及び料金表によりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾します。この場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証しません。

(他社接続回線の相互接続)

第59条 当社は、接続専用回線に係る専用申込又は接続専用回線の移転の請求を承諾したときは、その接続専用回線に係る相互接続点において、指定のあった他社接続回線との接続を行います。

(他社接続回線接続変更)

第60条 当社は、契約者から請求があったときは、その接続専用回線に係る相互接続点の現在の所在場所において、現在接続されている他社接続回線以外の他社接続回線への接続の変更（以下「他社接続回線接続変更」といいます。）を行います。

2 当社は、前項の請求があったときは、第14条（専用申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(接続専用回線の接続休止)

第61条 当社は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止もしくは相互接続協定の解除又は相互接続協定に係る電気通信事業者の電気通信事業の休止により、契約者が接続専用回線と相互に接続する他社接続回線を利用することができなくなった旨の届出があったとき又はその事実を知ったときは、その接続専用回線について、接続休止とします。ただし、その接続専用回線について、契約者から専用回線の移転、専用回線の利用の一時中断もしくは他社接続回線接続変更の請求又は専用契約の解除の通知があったときは、この限りではありません。

2 当社は、前項の規定により、その接続専用回線について接続休止をしようとするときは、あらかじめその接続専用回線に係る契約者にそのことを通知します。

3 接続専用回線の接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して1年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、その接続専用回線に係る専用契約は、解除されたものとして取り扱います。この場合、その接続専用回線に係る契約者にそのことを通知します。

(相互接続点の所在場所の掲示等)

第62条 当社は、相互接続点の所在場所等について、当社が指定する専用サービス取扱所に掲示するものとします。

2 前項の相互接続点の所在場所等については、相互接続協定に基づき、これを変更することがあります。

第7章 利用中止及び利用停止

(利用中止)

第63条 当社は、次の場合には、専用回線等の利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事にやむを得ないとき。
 - (2) 第62条（相互接続点の所在場所の掲示等）の規定により、接続専用回線に係る相互接続点の所在場所を変更するとき。
 - (3) 第65条（専用回線の利用の制限）の規定により、専用回線の利用を中止するとき。
- 2 当社は、前項の規定により専用回線等の利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。
- ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第64条 当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合は、6か月以内で当社が定める期間（その専用回線等の料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった専用回線等の料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、その専用回線等の利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払われないとき。
 - (2) 料金表第1表（料金）に専用回線等の利用用途に関する規定がある場合は、その用途以外の用途にその専用回線等を利用したとき。
 - (3) 第83条（利用に係る契約者の義務）又は第84条（他人に使用させる場合の契約者の義務）の規定に違反したとき。
 - (4) 当社の承諾を得ずに、専用回線等に自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
 - (5) 専用回線に接続されている自営端末設備もしくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備もしくは自営電気通信設備を専用回線等から取りはずさなかったとき。
- 2 当社は、前項の規定により、専用回線等の利用停止をしようとするときは、あらかじめ、その理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

第8章 専用回線の利用の制限

(専用回線の利用の制限)

第65条 当社は、専用サービスの全部を提供することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている専用回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り、）以外の専用回線による利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記13に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

第9章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第66条 当社が提供する専用サービスの料金は、料金表第1表（料金）に定めるところによります。

2 当社が提供する専用サービスの工事に関する費用は、工事費、線路設置費及び設備費とし、料金表第2表（工事に関する費用）に定めるところによります。

(注) 本条第1項に規定する料金は、当社が提供する専用サービスの態様に応じて、基本回線専用料、分岐回線専用料、分岐料及び加算額等を合算したものとします。

第2節 料金等の支払義務

(料金の支払義務)

第67条 契約者は、その専用契約（短期専用契約を含みます。以下同じとします。）に基づいて当社が専用回線等の提供を開始した日から起算して専用契約の解除又は分岐回線の廃止等（以下この条において「解除等」といいます。）があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除等があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表第1表（料金）に規定する料金の支払いを要します。

2 前項の期間において、専用回線等の利用の一時中断等により専用回線等を利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

(1) 次の場合が生じたときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

ア 利用の一時中断をしたとき。

イ 利用停止があったとき。

(2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の表に規定する場合を除いて、専用回線等を利用できなかった期間中の料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金								
1 契約者の責めによらない理由によりその専用回線等を全く利用できない状態（その専用回線等による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合（2欄に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、次表に規定する時間（通信又は保守の態様による細目について料金表第1表（料金）に別段の定めがある場合はその定める時間とします。）以上その状態が連続したとき。 <table border="1" data-bbox="316 1742 794 1977"><thead><tr><th>区 分</th><th>時 間</th></tr></thead><tbody><tr><td>(1) (2)又は(4)以外の場合</td><td>12時間</td></tr><tr><td>(2) 高速デジタル伝送サービスの場合</td><td>1時間</td></tr><tr><td>(3) 削除</td><td>削除</td></tr></tbody></table>	区 分	時 間	(1) (2)又は(4)以外の場合	12時間	(2) 高速デジタル伝送サービスの場合	1時間	(3) 削除	削除	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（この表の1欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。）に対応するその専用回線等（その専用回線等の一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。）についての料金
区 分	時 間								
(1) (2)又は(4)以外の場合	12時間								
(2) 高速デジタル伝送サービスの場合	1時間								
(3) 削除	削除								

(4) 高速イーサ専用サービスの場合	1 時間	
2 専用回線等の移転又は他社接続回線接続変更に伴って、専用回線等を利用できなくなった期間が生じたとき（契約者の都合により、専用回線等を利用しなかった場合であって、その専用回線等を保留したときを除きます。）。		利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの期間に対応するその専用回線等（その専用回線等の一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。）についての料金
3 専用回線の利用休止をしたとき。		専用回線の利用休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその専用回線についての料金

3 第1項の期間において、契約者が接続専用回線と相互に接続する他社接続回線を利用することができない状態が生じた場合の料金の支払いは、次によります。

- (1) 接続専用回線と相互に接続する他社接続回線の利用の一時中断、利用停止又は契約の解除その他その他社接続回線の契約者に帰する事由により、契約者がその他社接続回線を利用することができなくなった場合であっても、契約者は、その接続専用回線に係る料金の支払いを要します。
- (2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の表に規定する場合を除いて、接続専用回線と相互に接続する他社接続回線を利用できなかった期間中の料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により接続専用回線と相互に接続する他社接続回線を全く利用できない状態（その他社接続回線による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、前項第2号の表の1欄に規定する時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（前項第2号の表の1欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。）に対応するその接続専用回線（当社が設置する端末設備を含みます。）についての料金
2 接続専用回線の接続休止をしたとき。	接続専用回線の接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの期間に対応するその接続専用回線（当社が設置する端末設備を含みます。）についての料金

備考

この表の1欄における「接続専用回線と相互に接続する他社接続回線を全く利用できない状態が生じた場合」には、その他社接続回線に接続されている他の接続専用回線又は他の電気通信事業者の電気通信回線（事業法施行規則第2条第3項に定める専用役務に係るものに限ります。以下この備考において「他社専用回線」といいます。）を利用することができなくなったため、その他社接続回線を全く利用できない状態が生じた場合を含みます。

ただし、その他社接続回線に接続されている他の接続専用回線又は他社専用回線について、利用の一時中断、利用停止又は専用契約の解除その他その接続専用回線の契約者もしくは他社専用回線の契約者の責めに帰すべき理由により、その接続専用回線又は他社専用回線を利用することができなくなったため、その他社接続回線を全く利用できない状態が生じた場合は、この限りではありません。

- 4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金をお返しします。
- 5 特定協定事業者との相互接続に係る料金の支払義務については、前4項の規定にかかわらず、第5節（特定協定事業者との相互接続に係る料金の取扱い等）に規定するところによります。
- 6 第2項及び第3項の規定にかかわらず、その専用回線に係る料金の扱いについて、料金表にサービス品質に係る定めがある場合は、その定めるところによります。

（手続きに関する料金の支払義務）

第68条 契約者は、専用サービスに係る手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表第6（手続きに関する料金）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

（工事費の支払義務）

第69条 契約者は、専用申込又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表第1（工事費）に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその専用契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費をお返しします。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

（線路設置費の支払義務）

第70条 契約者は、次の場合には、料金表第2表第2（線路設置費）に規定する線路設置費の支払いを要します。

ただし、専用回線の設置等の工事の着手前にその専用契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条及び次条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその線路設置費が支払われているときは、当社はその線路設置費をお返しします。

- (1) 専用回線の終端が区域外（収容区域のうち加入区域以外のものをいいます。以下同じとします。）となる専用申込（専用回線の分岐の請求を含みます。）をし、その承諾を受けたとき。
- (2) 専用回線の終端が区域外にある専用回線について、専用サービスの品目の変更の請求をし、その承諾を受けたとき。

- (3) 移転後の専用回線の終端が区域外となる専用回線の移転（移転後の専用回線の終端が移転前の端末設備の設置範囲内となるものを除きます。）の請求をし、その承諾を受けたとき。
- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事（区域外における専用回線の新設の工事に限ります。）の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

（設備費の支払義務）

- 第71条** 契約者は、特別な電気通信設備の新設等を要する専用申込又は請求をし、その承諾を受けた時は、料金表第2表第3（設備費）に規定する設備費の支払いを要します。ただし、専用回線の設置等の工事の着手前に解除等があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその設備費が支払われているときは、当社は、その設備費をお返しします。
- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事（解除等を行う前に設備費の支払いを要することとなっていた部分に限ります。）の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節 料金の計算等

（料金の計算方法）

- 第72条** 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払い方法は、料金表通則に定めるところによります。

（料金等支払いの連帯責任）

- 第73条** 共同専用契約を締結している各契約者は、契約者が支払わなければならない料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務の支払いについて、連帯して責任を負うものとします。

第4節 割増金及び延滞利息

（割増金）

- 第74条** 契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、支払っていただきます。

（延滞利息）

- 第75条** 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払われない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年10%の割合で計算して得た額を延滞利息として、支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第5節 特定協定事業者との相互接続に係る料金の取扱い等

(特定協定事業者との相互接続に係る料金の取扱い等)

第76条 当社は、接続専用回線のうち、別記4に定める協定事業者に係るものについて、特定協定事業者との相互接続に係る料金として取り扱います。

- 2 前項に規定する特定協定事業者との相互接続に係る料金について、その料金を定める電気通信事業者、その料金の請求を行う電気通信事業者及びその料金に関するその他の取扱いは、相互接続協定に基づき別記5に定めるところによります。

第10章 保守

(契約者の維持責任)

第77条 契約者は、その専用回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準等に適合するよう維持していただきます。

(契約者の切分責任)

第78条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が専用回線に接続されている場合であって、専用回線等（接続専用回線と相互に接続されている他社接続回線を含みます。以下この条において同じとします。）を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により専用回線等に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(修理又は復旧の順位)

第79条 当社は、専用回線等が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第65条（専用回線の利用の制限）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその専用回線等を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の専用回線等は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	修理又は復旧する専用回線等
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記13に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

(注) 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失した専用回線について、暫定的にその経路を変更することがあります。

第11章 損害賠償

(責任の制限)

第80条 当社は、専用サービスを提供すべき場合において、当社又は特定協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その提供を行わなかったことの原因が、本邦のケーブル陸揚局（海底ケーブルの陸揚を行う事業所をいいます。）より外国側における障害であるときを除き、その専用回線等が全く利用できない状態（その専用回線等による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、第67条（料金の支払義務）第2項第2号の表の1欄に規定する時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

ただし、特定協定事業者が、その特定協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによりその損害を賠償する場合は、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社は、専用回線等が全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（第67条第2項第2号の表の1欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。）に対応する当該専用回線等に係る料金額（この約款の規定により当社が定める料金額（専用回線等の一部を全く利用できない状態の場合はその部分に係る料金額）に限ります。）を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3 第1項の場合において、当社の故意又は重大な過失により専用サービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。

(注) 本条第2項の場合において、全く利用できない状態が連続した時間に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

(免責)

第81条 当社は、専用回線等の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

ただし、専用回線端末等の接続の技術的条件（以下この条において「技術的条件」といいます。）の規定の変更（専用取扱局に設置する電気通信設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。）により、現に専用回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第12章 雑則

(承諾の限界)

第82条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき（その請求に係る専用回線が接続専用回線である場合において、その接続専用回線と他社接続回線との接続に関し、その他社接続回線に係る協定事業者の承諾が得られない場合その他相互接続協定に基づく条件に適合しない場合を含みます。）は、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした契約者に通知します。

ただし、この約款又は料金表に別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

(利用に係る契約者の義務)

第83条 契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 当社が専用契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、もしくは損壊し、又はその専用回線等に線条その他の導体を連絡しないこと。
ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、又は自営端末設備もしくは自営電気通信設備の接続もしくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
- (2) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が専用契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
- (3) 当社が専用契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。

2 契約者は、前項の規定に違反してその専用回線等を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(他人に使用させる場合の契約者の義務)

第84条 契約者は、その専用回線等を契約者以外の者に使用させる場合は、前条のほか次のことを守っていただきます。

- (1) 契約者は、前条の規定の適用については、善良な管理者の注意を怠らなかった場合を除いて、その専用回線等を使用する者の行為についても、当社に対して責任を負っていただきます。
- (2) 契約者は、その専用回線等に関する料金又は工事に関する費用のうち、その専用回線等を使用する者の使用によるものについても、当社に対して支払いの責任を負っていただきます。
- (3) 契約者は、当社が別に定める事項について、その専用回線に接続する端末設備又は自営電気通信設備のうち、その専用回線を使用する者の設置に係るものについても、当社に対して責任を負っていただきます。

(注) 本条第3号に規定する当社が別に定める事項は、次に掲げるこの約款の規定の適用とします。

- ア 第77条（契約者の維持責任）
- イ 第78条（契約者の切分責任）
- ウ 別記7（自営端末設備の接続）
- エ 別記8（自営端末設備に異常がある場合等の検査）
- オ 別記9（自営電気通信設備の接続）
- カ 別記10（自営電気通信設備に異常がある場合等の検査）

(契約者からの専用回線等の設置場所の提供等)

第85条 契約者からの専用回線等の設置場所の提供等については、別記6に定めるところによります。

(専用サービスの技術的事項及び技術資料の閲覧)

第86条 専用サービスにおける基本的な技術的事項は、別表のとおりとします。

2 当社は、当社が指定する専用サービス取扱所において、専用サービスを利用するうえで参考となる別記14の事項を記載した技術参考資料を閲覧に供します。

(契約者の氏名等の通知)

第87条 当社は協定事業者から請求があったときは、契約者（その協定事業者と専用サービスを利用する上で必要な契約を締結している者に限ります。）の氏名及び住所等をその協定事業者に通知することがあります。

(協定事業者からの通知)

第88条 契約者は、当社が料金又は工事に関する費用の適用に当たり必要があるときは、協定事業者からその料金又は工事に関する費用を適用するために必要な契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

(協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行)

第89条 当社は、契約者から申出があったときは、次の場合に限り、協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。）の契約約款及び料金表の規定により協定事業者がその契約者に請求することとした電気通信サービスの料金又は工事に関する費用について、その協定事業者の代理人として、当社の請求書により請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

- (1) その申出をした契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。
- (2) その契約者の申出について協定事業者が承諾するとき。
- (3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。

2 前項の規定により、当社が請求した料金又は工事に関する費用について、その契約者が当社が定める支払期日を経過してもなお支払われないときは、当社は、前項に規定する取扱いを廃止します。

(協定事業者による専用サービスに関する料金等の回収代行)

第90条 当社は、契約者から申出があったときは、次の場合に限り、当社がこの約款の規定によりその契約者に請求することとした料金又は工事に関する費用について、当社の代理人として、協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。）が請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

- (1) その申出をした契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。
- (2) その契約者の申出について協定事業者が承諾するとき。
- (3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。

2 前項の規定により、協定事業者が請求した料金又は工事に関する費用について、その契約者が協定事業者が定める支払期日を経過してもなおその協定事業者を支払われないときは、前項に規定する取扱いを廃止します。

(法令に規定する事項)

第91条 専用サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定めがある事項については、別記7から11に定めるところによります。

(契約者情報の取扱い)

第92条 当社は、契約者に係る氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先、専用サービスの提供先の設備又は工事に関する情報、契約者の顧客情報等の情報を、当社又は協定事業者の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求その他の当社の約款又は協定事業者の約款の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。

なお、専用サービスの提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

(注) 業務の遂行上必要な範囲での利用には、契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。

(閲覧)

第93条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

別記

1 専用サービスの提供区域等

当社の専用サービスは、次に掲げる県の区域における専用回線の終端（相互接続点におけるものを除きます。以下同じとします。）相互間、専用回線の終端と相互接続点との間及び相互接続点相互間において提供します。

県の区域
福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県

2 契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、すみやかに専用サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の場合に、地位を継承した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを通知していただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2)の規定による代表者の通知があるまでの間、その相続人のうちの1人を代表者として取り扱います。

3 契約者の氏名等の変更

契約者は、その氏名、名称又は住所もしくは居所に変更があったときは、これを証明する書類を添えて、すみやかに専用サービス取扱所に通知していただきます。

4 特定協定事業者

- (1) 当社は、次表に掲げる協定事業者を特定協定事業者として取り扱います。

協 定 事 業 者	
北海道総合通信網株式会社	株式会社エネルギア・コミュニケーションズ
東北インテリジェント通信株式会社	沖縄通信ネットワーク株式会社
中部テレコミュニケーション株式会社	K D D I 株 式 会 社
北陸通信ネットワーク株式会社	ソフトバンク株式会社
株式会社 オ プ テ ー ジ	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
株式会社 S T N e t	

- (2) 当社は、(1)に規定する特定協定事業者のうち、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社を除く特定協定事業者を当社が別に定める特定協定事業者として取扱います。

5 特定協定事業者との相互接続に係る料金の取扱い

- (1) 特定協定事業者との相互接続に係る料金（相互接続協定に基づき当社が別に定めたものに限り）は当社の接続専用回線と他社接続回線（その他社接続回線を介して接続されている他の特定協定事業者の電気通信回線（事業法施行規則第2条第3項に定める専用役務に係るものに限り）を含みます。）とを合わせて定めるものとし、具体的取扱いは次表のとおりとします。

特定協定事業者	料金を定める事業者	料金を請求する事業者	料金に関するその他の取扱い
当社が別に定める特定協定事業者	当社又は特定協定事業者	当社又は特定協定事業者	(1) (2)以外の場合 特定協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。 (2) 当社が料金を請求することとなる場合 この約款に定めるところによります。
KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	特定協定事業者	特定協定事業者	特定協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。

- (2) (1)の規定にかかわらず、特定協定事業者との相互接続に係る料金のうち、料金表に規定する加算額（相互接続協定に基づき当社が別に定めたものを除きます。）及び料金表に別段の定めがある料金については、この約款の規定により当社が定めるものとし、その料金に関するその他の取扱いについては、この約款に定めるところによります。

6 契約者からの専用回線等の設置場所の提供等

- (1) 専用回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社が専用回線等を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。
- (2) 当社が専用契約に基づいて設置する端末設備その他の電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。
- (3) 契約者は、専用回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

7 自営端末設備の接続

- (1) 契約者は、その専用回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その専用回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、技術基準等に適合することについて指定認定機関（事業法施行規則第32条第1項第5号に基づき総務大臣が指定した者をいいます。）の認定を受けた端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。

- (3) 当社は、(2)の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者がその自営端末設備を変更したときについても、(1)～(4)の規定に準じて取り扱います。
- (6) 契約者は、その専用回線等に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

8 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、専用回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を専用回線等から取りはずしていただきます。

9 自営電気通信設備の接続

- (1) 契約者は、その専用回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、専用回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続により当社の電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備をいいます。）の保持が経営上困難となることについて、事業法第52条第1項第2号による総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、(1)～(4)の規定に準じて取り扱います。
- (6) 契約者は、その専用回線等に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

10 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

専用回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記8（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

11 当社の維持責任

当社は、専用回線等を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

12 協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行

当社は、専用申込者又は契約者から要請があったときは、協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。）の電気通信サービスの利用に係る申込み、請求、届出、その他電気通信サービスの利用に係る事項について、手続きの代行を行います。

13 新聞社等の基準

区分	基準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的としてあまねく発売されること。 (2) 発行部数が、1の題号について8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

14 技術参考資料の項目

(1) 高速デジタル伝送サービス

自営端末設備又は自営電気通信設備に係る接続条件

- ア 物理的条件
- イ 電気的条件
- ウ 論理的条件

(注) 品目によっては、閲覧に供することができない項目があります。

(2) 削除

(3) 高速イーサネット専用サービス

自営端末設備又は自営電気通信設備に係る接続条件

- ア 物理的条件
- イ 電気的条件
- ウ 論理的条件

(注) 品目によっては、閲覧に供することができない項目があります。

(4) 国際専用サービス

自営端末設備又は自営電気通信設備に係る接続条件

- ア 物理的条件
- イ 電気的条件
- ウ 論理的条件

(注) 品目によっては、閲覧に供することができない項目があります。

(5) 映像伝送サービス

自営端末設備又は自営電気通信設備に係る接続条件

- ア 物理的条件
- イ 光学的条件

- | |
|--------------------|
| ウ 論理的条件
エ 電氣的条件 |
|--------------------|

(注) 品目によっては、閲覧に供することができない項目があります。

15 整理品目

当社は、以下のサービス又はサービスのうち一部品目については整理品目として新規の専用申込を承諾しません。

- (1) 高速デジタル伝送サービス
 - ・ 高速品目
 - ・ 超高速品目
- (2) ATM専用サービス
- (3) 国際専用サービス
 - ・ 高速品目
- (4) 映像伝送サービス
 - ・ 一般映像伝送サービス
 - ・ 高品質映像伝送サービス
 - ・ 広帯域映像伝送サービス

料 金 表

通 則

(料金の計算方法)

- 1 当社は、契約者がその専用契約に基づいて支払う料金を暦月に従って計算します。
- 2 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定められている料金（以下この条において「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。
 - (1) 暦月の初日以外の日により専用回線等の提供の開始又は専用回線の分岐等があったとき。
 - (2) 暦月の初日以外の日により専用契約の解除又は分岐回線の廃止等があったとき。
 - (3) 前各号の場合を除いて、暦月の初日以外の日により専用サービスの品目の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき（この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。）。
 - (4) 第67条（料金の支払義務）第2項第2号の表又は同条第3項第2号の表の規定に該当するとき。
 - (5) 暦月の初日に専用回線等の提供の開始又は専用回線の分岐等を行い、その日にその専用契約の解除又は分岐回線の廃止等があったとき。
- 3 前項の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。

(端数処理)

- 4 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 5 契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定する専用サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 6 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

- 7 当社は、当社に特別の事情がある場合は、5の規定にかかわらず、契約者の承諾を得て、2か月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

- 8 当社は、料金又は工事に関する費用について、契約者の要請があったときは、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。

(消費税相当額の加算)

- 9 第67条（料金の支払義務）から第71条（設備費の支払義務）までの規定等により料金表に定める料金支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額（税抜額（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。))に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

なお、支払を要するものとされている額と料金表に表示する税込額（税抜額に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします）により計算した額とは差が生じる場合があります。

(料金等の臨時減免)

- 10 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この料金表の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(接続専用回線に係る料金の適用の例外)

- 11 接続専用回線であって、その両端に端末設備が接続される形態に相当するものについては、接続専用回線以外の専用回線に係る料金を適用します。

第1表 料 金

第1 高速デジタル伝送サービスに関する料金

1 適 用

区 分	内 容								
(1) 品目に係る料金の適用	<p>当社は料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">品 目</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">超高速</td> <td>50Mb/s 48.384Mbit/s の伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">品目</td> <td>150Mb/s 149.760Mbit/s の伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">削除</td> </tr> </tbody> </table>	品 目	内 容	超高速	50Mb/s 48.384Mbit/s の伝送が可能なもの	品目	150Mb/s 149.760Mbit/s の伝送が可能なもの	削除	
品 目	内 容								
超高速	50Mb/s 48.384Mbit/s の伝送が可能なもの								
品目	150Mb/s 149.760Mbit/s の伝送が可能なもの								
削除									
(2) 細目に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表の通り通信又は保守の態様による細目を定めます。</p> <p>ア 通信の態様による細目 利用する回線による区別</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 別</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">中継回線によるもの</td> <td>中継回線及びその中継回線に接続される端末回線を利用するもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">端末回線のみによるもの</td> <td>端末回線のみを利用するもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 その利用する回線による区別は、超高速品目の専用回線（特定協定事業者との相互接続によるもの及び相互接続点において端末設備が接続される形態に相当するもの以外の接続専用回線を除きます。）にあります。 ただし、特定協定事業者との相互接続による場合は、中継回線によるものに限り提供します。 2 「中継回線」とは、端局（端局装置を設置している専用取扱局）相互間のものをいいます。以下同じとします。 3 「端末回線」とは、中継回線以外のものをいいます。以下同じとします。 <p>イ 削除</p>	区 別	内 容	中継回線によるもの	中継回線及びその中継回線に接続される端末回線を利用するもの	端末回線のみによるもの	端末回線のみを利用するもの		
区 別	内 容								
中継回線によるもの	中継回線及びその中継回線に接続される端末回線を利用するもの								
端末回線のみによるもの	端末回線のみを利用するもの								

(3) 回線距離の測定

ア 削除

イ 超高速品目の高速デジタル伝送サービスの回線距離は、次のとおり測定します。

(ア) 中継回線によるもの

区 分	回線距離の測定方法
中継回線の部分	その専用回線の双方の終端（当社が別に定める特定協定事業者との相互接続の場合には、その専用回線及び特定協定事業者の専用回線の終端（相互接続点におけるものを除きます。）とします。）の端局が所属する回線距離測定局相互間の直線距離により測定します。
端末回線の部分	その専用回線の双方の終端と端局との間（端局以外の専用サービス取扱局を経由する場合は、その専用サービス取扱局経由）の直線距離の合計により測定します。

(イ) 端末回線のみによるもの

その専用回線の各終端と端局（超高速品目に係わる端局装置を設置している専用サービス取扱局をいいます。以下同じとします。）との間（端局以外の専用サービス取扱局を経由する場合は、その専用サービス取扱局経由）の直線距離（それぞれの直線距離について算出して得た結果に500m未満の端数が生じたときはその端数を切り上げます。）の合計により測定します。

(ウ) 接続専用回線（当社が別に定める特定協定事業者との相互接続によるもの及び相互接続点において端末設備が接続される形態に相当するものを除きます。）によるもの

区 分	回線距離の測定方法
端局と相互接続点との間の部分	端局と相互接続点との間の直線距離により測定します。
その接続専用回線の終端（相互接続点以外のもをいいます。）と端局との間の部分	その接続専用回線の終端と端局との間（端局以外の専用サービス取扱局を経由する場合は、その専用サービス取扱局経由）の直線距離により測定します。

(エ) 分岐回線の部分

その分岐回線の終端と端局との間（端局以外の専用サービス取扱局を経由する場合は、その専用サービス取扱局経由）の直線距離により測定します。

	備考 1 「回線距離測定局」とは、回線距離測定のため起算点となる専用取扱局をいいます。 2 回線距離測定局は、別に定めるところによります
(4) 最低利用期間内に専用契約の解除等があった場合の料金の適用	ア 高速デジタル伝送サービスには、短期専用契約に係るもの及び異経路によるものを除いて、最低利用期間があります。 イ 契約者は、最低利用期間内に利用休止又は専用契約の解除があった場合は、第67条（料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する料金（基本回線専用料及び分岐回線専用料（分岐料を含みます。）とします。以下この欄において同じとします。）に相当する額を、一括して支払っていただきます。 ウ 契約者は、最低利用期間内に分岐回線の廃止、専用サービスの品目の変更又は専用回線の移転があった場合は、変更前の料金の額から、変更後の料金の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、一括して支払っていただきます。 エ ウの場合に、分岐回線の廃止又は品目の変更と同時にその専用回線の設置場所において、専用回線の新設又は専用契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等の専用回線の料金を合算して行います。 オ イ、ウ及びエの規定にかかわらず、特定協定事業者との相互接続に係る料金（特定協定事業者が料金を設定するものに限ります。）の取扱いのものについて、最低利用期間内に利用休止又は専用契約の解除等があった場合の料金の適用は、その特定協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。
(5) 削除	削除
(6) 削除	ア 削除 イ 削除 ウ 削除 エ 削除
(7) 削除	削除
(8) 回線終端装置に係る料金の適用	当社の回線終端装置を設置した場合、回線終端装置に係る加算額を適用します。

(9) 長期継続利用に係る料金の適用

ア 当社は、契約者（短期契約者を除きます。以下この欄において同じとします。）から、その専用契約に係る専用回線について、次表に定める期間の継続利用（以下「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合には、その期間における料金については、2の2-1の額（この表の(7)欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）から同表に規定する額を減額して適用します。
 この場合、長期継続利用には同表の2種類があり、あらかじめいずれか1つを選択していただきます。

種 類	継続して利用する期間	料金の減額（月額）
(ア) 3年利用	3年間	2の2-1の額に0.07を乗じて得た額
(イ) 6年利用	6年間	2の2-1の額に0.11を乗じて得た額

イ 長期継続利用に係る料金については、長期継続利用の申出を当社が承諾した日（専用契約の申込と同時に長期継続利用の申出があった場合は、その専用回線の提供を開始した日）から適用します。

ウ 長期継続利用に係る料金の適用の対象となる期間（以下「長期継続利用期間」といいます。）には、専用回線の利用の一時中断及び利用停止があった期間を含むものとします。

エ 当社は、長期継続利用に係る専用回線について、利用休止又はその専用契約の解除があった場合には、長期継続利用を廃止します。

オ 長期継続利用に係る契約者は、長期継続利用期間満了後も長期継続利用を継続しようとするときは、長期継続利用期間の満了日の10日前までに、新たに長期継続利用の種類を選択して、当社に申し出ていただきます。

カ 長期継続利用期間の中途における長期継続利用の種類の変更については、変更後の種類の長期継続利用期間が変更前の種類の長期継続利用期間よりも長くなる場合に限り行うことができます。

キ 前項の規定により長期継続利用の種類を変更したときは、変更後の種類の長期継続利用の料金については、その種類の変更を当社が承諾した日から適用します。

この場合、変更後の種類の長期継続利用期間の満了日については、変更前の種類の長期継続利用の適用を開始した日から起算して算出します。

ク 長期継続利用に係る契約者は、長期継続利用期間の満了前に分岐回線の廃止、専用サービスの品目の変更、専用回線の移転によりその専用契約に係る料金が減少した場合又は長期継続利用の廃止があった場合には、それぞれ次に掲げる額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

区 分	支払いを要する額
-----	----------

	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">(ア) 分岐回線の廃止等により料金が減少した場合</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">残余の期間に対応する料金の差額(減少前の料金から減少後の料金を控除して得た額をいいます。)に0.3を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">(イ) 長期継続利用の廃止があった場合</td> <td style="padding: 5px;">残余の期間に対応する廃止前の料金に0.3を乗じて得た額</td> </tr> </table> <p>ケ 長期継続利用の開始から1年以内(長期継続利用の継続の場合を含みます。)にクの表の(イ)に該当する場合が生じた場合においては、その期間において支払われる料金の総額(同表に基づき算定した支払いを要する額を含みます。)が、その専用回線が最低利用期間に契約の解除があったとみなした場合において支払われる料金の総額を下回る場合には、その差額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。</p>	(ア) 分岐回線の廃止等により料金が減少した場合	残余の期間に対応する料金の差額(減少前の料金から減少後の料金を控除して得た額をいいます。)に0.3を乗じて得た額	(イ) 長期継続利用の廃止があった場合	残余の期間に対応する廃止前の料金に0.3を乗じて得た額										
(ア) 分岐回線の廃止等により料金が減少した場合	残余の期間に対応する料金の差額(減少前の料金から減少後の料金を控除して得た額をいいます。)に0.3を乗じて得た額														
(イ) 長期継続利用の廃止があった場合	残余の期間に対応する廃止前の料金に0.3を乗じて得た額														
<p>(10) サービス品質(故障回復時間)に係る料金の適用</p>	<p>ア 当社は、超高速品目に係る専用回線(接続専用回線については、当社が別に定める特定協定事業者に係るもの以外のものを除きます。以下(11)欄まで同じとします。)の契約者(短期専用契約を締結している契約者を除きます。以下(11)欄まで同じとします。)の責めによらない理由により、その専用回線等を全く利用できない状態(その専用回線等による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下この欄において同じとします。)が生じた場合において、そのことを当社が知った時刻(約款第78条(契約者の切分責任)の規定によりその契約者が当社に修理の請求をした時刻(その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。))とします。)から起算して1時間以上その状態が連続したときは、その専用契約に係る料金(その専用回線等の一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。以下「故障回復時間返還料金額」といいます。)を返還します。</p> <p>ただし、次の場合には、この限りではありません。</p> <p>この場合の料金の取扱いについては、当社は約款第67条(料金の支払義務)第2項第2号及び第3項第2号の規定を適用します。</p> <p>(ア) 約款第61条(接続専用回線の接続休止)の規定により接続休止としたとき。</p> <p>(イ) 約款第63条(利用中止)第1項の規定により専用回線の利用を中止する場合であって、当社があらかじめその契約者に通知したとき。</p> <p>イ アの規定する故障回復時間返還料金額は、その専用回線等を全く利用できない状態が連続した時点における2(料金額)に規定する料金(この表の(5)欄を除く(1)欄から(9)欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。)の合計額(以下この欄において「故障回復時間返還基準額」といいます。)に、次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">アに規定する状態が連続した時間</th> <th style="width: 40%;">料金返還率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1時間以上 2時間未満</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>2時間以上 4時間未満</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>4時間以上 6時間未満</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>6時間以上 8時間未満</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>8時間以上 72時間未満</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>72時間以上</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>	アに規定する状態が連続した時間	料金返還率	1時間以上 2時間未満	10%	2時間以上 4時間未満	20%	4時間以上 6時間未満	30%	6時間以上 8時間未満	40%	8時間以上 72時間未満	50%	72時間以上	100%
アに規定する状態が連続した時間	料金返還率														
1時間以上 2時間未満	10%														
2時間以上 4時間未満	20%														
4時間以上 6時間未満	30%														
6時間以上 8時間未満	40%														
8時間以上 72時間未満	50%														
72時間以上	100%														

ウ 当社は、イの規定により算出した故障回復時間返還料金額の返還にあたっては、次の(ア)又は(イ)の規定により算出した料金額（以下「故障回復時間返還上限額」といいます。）を上限として返還します。

(ア) (イ) 以外の場合

その暦月におけるその専用契約に係る2（料金額）に規定する料金（故障回復時間返還基準額に係るもの（その暦月において料金表通則の2の各号に規定する場合は生じたときは、料金表通則の2及び3の規定に基づき算出した額とします。））の額（約款第67条第2項第2号及び第3項第2号の規定により支払いを要しないこととなる料金額を減じた額とします。）

(イ) その暦月が専用回線の提供を開始した暦月であって、その専用回線の提供を開始した日とその暦月の初日以外の日の場合

その暦月及び翌暦月について、それぞれ(ア)の規定に準じた方法で算出した料金額の合計額

エ アの場合において、その専用回線等を全く利用できない状態が連続した場合が1の暦月（ウの(イ)の規定に該当する場合は、その規定に係る2の暦月とします。以下この欄において同じとします。）において複数回となるときは、当社は、それぞれの故障回復時間返還料金額の合計額を返還します。

ただし、その故障回復時間返還料金額の合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合は、故障回復時間返還上限額を返還します。

オ この欄の規定による料金の返還とこの表の(11)欄の規定による料金の返還を1の暦月に同時に行う場合の故障回復時間返還料金額の取扱いについては、(11)欄の規定に定めるところによります。

(11) サービス品質（開通遅延期間）に係る料金の適用

ア 当社は、約款第14条（専用申込の承諾）の規定により超高速品目に係る専用契約の申込の承諾をした場合において、当社とその契約者とがその専用回線の提供の開始を合意した日（以下この欄において「開通予定日」といいます。）に、その契約者の責めによらない理由によりその専用回線の提供を開始できなかった場合は、開通予定日からその専用回線の提供を開始した日までの日数（開通予定日から起算してその翌日を1日とした日数とします。以下この欄において「開通遅延日数」といいます。）に応じて、その専用契約に係る料金（以下この欄において「開通遅延期間返還料金額」といいます。）を返還します。

イ アに規定する開通遅延期間返還料金額は、その専用回線の提供を開始した日における2（料金額）に規定する料金（この表の(5)欄を除く(1)欄から(9)欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。）の合計額（以下この欄において「開通遅延期間返還基準額」といいます。）に次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。

開通遅延日数	料金返還率
1日	10%
2日以上15日未満	開通遅延日数が1日となる場合に適用される料金返還率に、1日を超える1日ごとに1%を加算した率
15日	25%
16日以上28日未満	開通遅延日数が15日となる場合に適用される料金返還率に、15日を超える1日ごとに2%を加算した率
28日以上	50%

ウ 当社は、イの規定により算出した開通遅延期間返還料金額の返還にあたっては、次の(ア)又は(イ)の規定により算出した料金額（以下「開通遅延期間返還上限額」といいます。）を上限として返還します。

(ア) (イ) 以外の場合

その専用回線の提供を開始した日を含む暦月に係る2（料金額）に規定する料金（開通遅延期間返還基準額に係るもの（料金表通則の2の各号に規定する場合は生じたときは、料金表通則の2及び3の規定に基づき算出した額とします。））の額（約款第67条第2項第2号及び第3項第2号の規定により支払いを要しないこととなる料金額を減じた額とします。）

(イ) その暦月がその専用回線の提供を開始した暦月であって、その専用回線の提供を開始した日とその暦月の初日以外の日の場合

その暦月及び翌暦月について、それぞれ(ア)の規定に準じた方法で算出した料金額の合計額

	<p>エ この欄の規定による料金の返還とこの表の(10)欄の規定による料金の返還が1の暦月に同時に行う場合は、当社は故障回復時間返還料金額及び開通遅延期間返還料金額の合計額を返還します。ただし、その合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合は、当社は、故障回復時間返還上限額を返還します。</p>
(12) 回線距離測定局の変更があった場合の料金の適用	<p>收容区域及び加入区域の設定・変更、専用取扱局の指定の変更、所在場所の変更、接続専用回線に関する相互接続点の所在場所の変更又は専用回線の移転等により、その専用回線の終端又は分岐箇所回線距離測定局の変更があったときは、料金を再算定します。</p>
(13) 收容区域及び加入区域の設定	<p>ア 当社は、専用サービスの提供区域について、1の専用取扱局に専用回線を收容する区域（以下「收容区域」といいます。）及びその收容区域のうち、特別な料金（線路設置費及び線路に関する加算額）の支払いを必要としないで専用サービスを提供する区域（以下「加入区域」といいます。）を定めます。</p> <p>イ 收容区域及び加入区域は、行政区画、その地域の社会的、経済的、地理的条件、需要動向及び当社の電気通信設備の状況等を考慮して設定します。</p>
(14) 専用回線の終端が加入区域外にある場合の加算額の適用	<p>ア その専用回線の終端が收容されている専用取扱局の加入区域を超える地点から引込柱（専用回線の終端に最も近い距離にある電柱（ケーブル引込みの場合は配線盤）をいいます。以下同じとします。）までの線路（以下「区域外線路」といいます。）について、区域外線路に係る加算額を適用します（短期専用契約を除きます。）。</p> <p>イ その専用回線が異経路（(16)の「異経路の線路」の部分に限ります。）によるものであるときは、区域外線路に関する加算額の支払いを要しません。</p>
(15) 短期専用契約の料金の適用	<p>短期専用契約のために新設した線路については、線路設置に係る加算額を適用します。</p>
(16) 異経路による専用回線の料金の適用	<p>ア その専用回線の終端が直接收容されている専用取扱局の收容区域を超える地点から引込柱までの線路（以下「異経路の線路」といいます。）について、異経路の線路に係る加算額を適用します。</p> <p>イ 異経路の線路に係る加算額については、異経路の線路について耐用年数を経過したときは、再算定します。</p>
(17) 復旧等に伴い専用回線の経路を変更した場合の回線専用料の適用	<p>当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧する場合に、一時的にその経路を変更した場合の回線専用料（区域外線路に関する加算額を含みます。）はその専用回線を変更前の経路において修理又は復旧したものとみなして適用します。</p>
(18) 特別電気通信設備の加算額の適用	<p>専用回線において、当社が特別な電気通信設備を提供した場合に、特別電気通信設備の加算額を適用します。</p>

(19) 回線接続装置に係る料金の適用	当社の回線接続装置を設置した場合、回線接続装置に係る加算額を適用します。
(20) 配線設備に係る料金の適用	当社が配線設備を提供した場合、配線設備に係る加算額を適用します。

2 料金額

2-1 基本回線専用料及び分岐回線専用料等

2-1-1 特定協定事業者との相互接続以外のとき

(1) 基本回線専用料

ア 削除

- (ア) 削除
- (イ) 削除
- (ウ) 削除
- (エ) 削除
- (オ) 削除
- (カ) 削除
- (キ) 削除
- (ク) 削除
- (ケ) 削除
- (コ) 削除
- (サ) 削除
- (シ) 削除

② 超高速品目

ア 端末回線のみによるもの（50Mb/sのもの及び150Mb/sのもの）

- (ア) 基本料……………月額料金表 6
- (イ) 加算料……………月額料金表 6

イ 中継回線によるもの

(ア) 50Mb/sのもの

- a 基本料……………月額料金表 6
- b 加算料
 - (a) 中継回線の部分……………月額料金表 6
 - (b) 端末回線の部分……………月額料金表 6

(イ) 150Mb/sのもの

- a 基本料……………月額料金表 6
- b 加算料
 - (a) 中継回線の部分……………月額料金表 6
 - (b) 端末回線の部分……………月額料金表 6

- (2) 分岐回線専用料……………月額料金表 7

2-1-2 特定協定事業者との相互接続によるとき

(1) 基本回線専用料

① 高速品目

- (ア) 削除
- (イ) 削除
- (ウ) 削除
- (エ) 削除
- (オ) 削除
- (カ) 削除
- (キ) 削除
- (ク) 削除
- (ケ) 削除
- (コ) 削除
- (サ) 削除
- (シ) 削除

② 高速デジタル 超高速品目

ア 50Mb/sのもの

- (ア) 基本料…………… 月額料金表13
- (イ) 加算料
 - a 中継回線の部分…………… 月額料金表13
 - b 端末回線の部分…………… 月額料金表13

イ 150Mb/sのもの

- (ア) 基本料…………… 月額料金表13
- (イ) 加算料
 - a 中継回線の部分…………… 月額料金表13
 - b 端末回線の部分…………… 月額料金表13

(2) 分岐回線専用料…………… 月額料金表14

2-2 加算額

料金種別	単 位	区 分	月額料金	
			短期専用契約 以外のもの	短期専用契約 のもの
ア 線路設 置専用料	専用回線の各終 端につき100mま でごとに	削除	削除	削除
		光配線	1,600円	2,400円
イ 異経路 の線路専 用料	——	——	別に算定する実費	
ウ 特別電 気通信設 備専用料	——	——	別に算定する実費	
エ 回線終 端装置専 用料	1台ごとに	削除	削除	——
オ 回線接 続装置専 用料	1台ごとに	削除	削除	削除
		削除	削除	削除
		削除	削除	削除
		削除	削除	削除
		50Mb/s , 150Mb/s	60,000円	——
カ 配線設 備専用料	1配線ごとに	削除	削除	削除
		削除	削除	削除
		50Mb/s , 150Mb/s	2,000円	——
備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定する専用サービス取扱所にお いて閲覧に供します。				

第 2 削除

第3 高速イーサネット専用サービスに関する料金

1 適用

区 分	内 容																																																												
(1)-1 品目に係る料金の適用	当社は料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。 ア 特定協定事業者（当社が別に定める特定協定事業者を除きます。以下同じとします。）との接続専用回線																																																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">品 目</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>0.5Mb/s のもの</td><td>0.5Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>1Mb/s のもの</td><td>1Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>2Mb/s のもの</td><td>2Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>3Mb/s のもの</td><td>3Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>4Mb/s のもの</td><td>4Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>5Mb/s のもの</td><td>5Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>6Mb/s のもの</td><td>6Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>7Mb/s のもの</td><td>7Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>8Mb/s のもの</td><td>8Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>9Mb/s のもの</td><td>9Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>10Mb/s のもの</td><td>10Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>20Mb/s のもの</td><td>20Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>30Mb/s のもの</td><td>30Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>40Mb/s のもの</td><td>40Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>50Mb/s のもの</td><td>50Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>60Mb/s のもの</td><td>60Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>70Mb/s のもの</td><td>70Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>80Mb/s のもの</td><td>80Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>90Mb/s のもの</td><td>90Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>100Mb/s のもの</td><td>100Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>200Mb/s のもの</td><td>200Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>300Mb/s のもの</td><td>300Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>400Mb/s のもの</td><td>400Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>500Mb/s のもの</td><td>500Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>600Mb/s のもの</td><td>600Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>700Mb/s のもの</td><td>700Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>800Mb/s のもの</td><td>800Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>900Mb/s のもの</td><td>900Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>1Gb/s のもの</td><td>1Gbit/s の符号伝送が可能なもの</td></tr> </tbody> </table>	品 目	内 容	0.5Mb/s のもの	0.5Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1Mb/s のもの	1Mbit/s の符号伝送が可能なもの	2Mb/s のもの	2Mbit/s の符号伝送が可能なもの	3Mb/s のもの	3Mbit/s の符号伝送が可能なもの	4Mb/s のもの	4Mbit/s の符号伝送が可能なもの	5Mb/s のもの	5Mbit/s の符号伝送が可能なもの	6Mb/s のもの	6Mbit/s の符号伝送が可能なもの	7Mb/s のもの	7Mbit/s の符号伝送が可能なもの	8Mb/s のもの	8Mbit/s の符号伝送が可能なもの	9Mb/s のもの	9Mbit/s の符号伝送が可能なもの	10Mb/s のもの	10Mbit/s の符号伝送が可能なもの	20Mb/s のもの	20Mbit/s の符号伝送が可能なもの	30Mb/s のもの	30Mbit/s の符号伝送が可能なもの	40Mb/s のもの	40Mbit/s の符号伝送が可能なもの	50Mb/s のもの	50Mbit/s の符号伝送が可能なもの	60Mb/s のもの	60Mbit/s の符号伝送が可能なもの	70Mb/s のもの	70Mbit/s の符号伝送が可能なもの	80Mb/s のもの	80Mbit/s の符号伝送が可能なもの	90Mb/s のもの	90Mbit/s の符号伝送が可能なもの	100Mb/s のもの	100Mbit/s の符号伝送が可能なもの	200Mb/s のもの	200Mbit/s の符号伝送が可能なもの	300Mb/s のもの	300Mbit/s の符号伝送が可能なもの	400Mb/s のもの	400Mbit/s の符号伝送が可能なもの	500Mb/s のもの	500Mbit/s の符号伝送が可能なもの	600Mb/s のもの	600Mbit/s の符号伝送が可能なもの	700Mb/s のもの	700Mbit/s の符号伝送が可能なもの	800Mb/s のもの	800Mbit/s の符号伝送が可能なもの	900Mb/s のもの	900Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1Gb/s のもの	1Gbit/s の符号伝送が可能なもの
	品 目	内 容																																																											
	0.5Mb/s のもの	0.5Mbit/s の符号伝送が可能なもの																																																											
	1Mb/s のもの	1Mbit/s の符号伝送が可能なもの																																																											
	2Mb/s のもの	2Mbit/s の符号伝送が可能なもの																																																											
	3Mb/s のもの	3Mbit/s の符号伝送が可能なもの																																																											
	4Mb/s のもの	4Mbit/s の符号伝送が可能なもの																																																											
	5Mb/s のもの	5Mbit/s の符号伝送が可能なもの																																																											
	6Mb/s のもの	6Mbit/s の符号伝送が可能なもの																																																											
	7Mb/s のもの	7Mbit/s の符号伝送が可能なもの																																																											
	8Mb/s のもの	8Mbit/s の符号伝送が可能なもの																																																											
	9Mb/s のもの	9Mbit/s の符号伝送が可能なもの																																																											
	10Mb/s のもの	10Mbit/s の符号伝送が可能なもの																																																											
	20Mb/s のもの	20Mbit/s の符号伝送が可能なもの																																																											
	30Mb/s のもの	30Mbit/s の符号伝送が可能なもの																																																											
	40Mb/s のもの	40Mbit/s の符号伝送が可能なもの																																																											
	50Mb/s のもの	50Mbit/s の符号伝送が可能なもの																																																											
	60Mb/s のもの	60Mbit/s の符号伝送が可能なもの																																																											
	70Mb/s のもの	70Mbit/s の符号伝送が可能なもの																																																											
	80Mb/s のもの	80Mbit/s の符号伝送が可能なもの																																																											
	90Mb/s のもの	90Mbit/s の符号伝送が可能なもの																																																											
	100Mb/s のもの	100Mbit/s の符号伝送が可能なもの																																																											
	200Mb/s のもの	200Mbit/s の符号伝送が可能なもの																																																											
	300Mb/s のもの	300Mbit/s の符号伝送が可能なもの																																																											
	400Mb/s のもの	400Mbit/s の符号伝送が可能なもの																																																											
	500Mb/s のもの	500Mbit/s の符号伝送が可能なもの																																																											
600Mb/s のもの	600Mbit/s の符号伝送が可能なもの																																																												
700Mb/s のもの	700Mbit/s の符号伝送が可能なもの																																																												
800Mb/s のもの	800Mbit/s の符号伝送が可能なもの																																																												
900Mb/s のもの	900Mbit/s の符号伝送が可能なもの																																																												
1Gb/s のもの	1Gbit/s の符号伝送が可能なもの																																																												
	備考																																																												
	1 削除																																																												
	2 契約者が指定することが出来る専用回線の終端の場所は、当社が別に定める専用取扱局の収容区域内に限りです。																																																												
	3 当社は専用回線の終端の場所に当社の回線終端装置を設置します。																																																												

(1)-2 細目に係る料金の適用	イ ア 以外のもの	
	品目	内容
	1Gb/sのもの	1Gbit/sの符号伝送が可能なもの
	10Gb/sのもの	10Gbit/sの符号伝送が可能なもの
	備考	
	1 契約者が指定することが出来る専用回線の終端の場所は、当社が別に定める専用取扱局の収容区域内に限ります。	
	2 当社は専用回線の終端の場所に当社の回線終端装置を設置します。	
	当社は、料金額を適用するにあたって、次の表のとおり通信又は中継区間の態様による細目を定めます。	
	ア 通信の態様による細目 利用する区間による区別	
	区別	内容
端末回線のみによるもの	端末回線のみを利用するもの	
中継回線によるもの	中継回線およびその中継回線に接続される端末回線（中継回線以外のもの）を利用するもの	
備考		
1 この利用する区間による区別は、特定協定事業者との接続専用回線以外の専用回線にあります。		
2 中継回線とは、端局（端局装置を設置している専用取扱局）相互間のものをいいます。以下同じとします。		
イ 中継回線の態様による細目 中継回線の構成による区別		
区別	内容	
シングル構成	中継回線が二重化構成されていないもの	
デュアル構成	中継回線が二重化構成されているもの	
備考		
1 この中継回線の構成による区別は、特定協定事業者との接続専用回線以外の専用回線で且つ中継回線によるものにあります。		
2 デュアル構成については、10Gb/sの品目に限り提供します。		

<p>(2) 最低利用期間内に専用契約の解除等があった場合の料金の適用</p>	<p>ア 高速イーサネット専用サービスについては、異経路によるものを除いて、最低利用期間があります。</p> <p>イ 契約者は、最低利用期間内に利用休止又は専用契約の解除があった場合は、第67条（料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する料金（基本回線専用料とします。以下この欄において同じとします。）に相当する額を、一括して支払っていただきます。</p> <p>ウ 契約者は、最低利用期間内に専用サービスの品目の変更があった場合において、変更前の料金の額から、変更後の料金の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、一括して支払っていただきます。</p> <p>エ ウの場合に品目の変更と同時にその専用回線の設置場所において、専用回線の新設又は専用契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等の専用回線の料金を合算して行います。</p> <p>オ イ、ウ及びエの規定にかかわらず、特定協定事業者との相互接続に係る料金（特定協定事業者が料金を設定するものに限ります。）の取扱いのものについて、最低利用期間内に利用休止又は専用契約の解除等があった場合の料金の適用は、その特定協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。</p>
<p>(3) 収用区域及び加入区域の設定その他の場合における料金の適用</p>	<p>収用区域及び加入区域の設定、専用回線の終端が加入区域外にある場合、異経路による場合、復旧等に伴い専用回線の経路を変更した場合、特別な電気通信設備を提供した場合及び当社が回線終端装置、配線設備を提供した場合の料金の適用については、高速デジタル伝送サービスの場合に準ずるものとします。</p>

(4) サービス品質（故障回復時間）に係る料金の適用

ア 当社は、専用回線（特定協定事業者との接続専用回線のものを除きます。）の契約者の責めによらない理由により、その専用回線等を全く利用できない状態（その専用回線等による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。）が生じた場合において、そのことを当社が知った時刻（約款第78条（契約者の切分責任）の規定によりその契約者が当社に修理の請求をした時刻（その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。）とします。）から起算して1時間以上その状態が連続したときは、その専用契約に係る料金（その専用回線等の一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。以下「故障回復時間返還料金額」といいます。）を返還します。

ただし、次の場合には、この限りではありません。

この場合の料金の取り扱いについては、当社は約款第67条（料金の支払い義務）第2項第2号および第3項第2号の規定を適用します。

（ア） 約款第63条（利用中止）第1項の規定により専用回線の利用を中止する場合であって、当社があらかじめその契約者に通知したとき。

イ アの規定する故障回復時間返還料金額は、その専用回線等を全く利用できない状態が連続した時点における2（料金額）に規定する料金（この表の（5）欄を除く（1）欄から（9）欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。）の合計額（以下この欄において「故障回復時間返還基準額」といいます。）に、次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。

アに規定する状態が連続した時間	料金返還率
30分以上 1時間未満	3%
1時間以上 2時間未満	10%
2時間以上 4時間未満	20%
4時間以上 6時間未満	30%
6時間以上 8時間未満	40%
8時間以上 48時間未満	50%
48時間以上	100%

ウ 当社は、イの規定により算出した故障回復時間返還料金額の返還にあたっては、次の（ア）又は（イ）の規定により算出した料金額（以下「故障回復旧時間返金上限額」といいます。）を上限として返還します。

（ア）（イ）以外の場合

その暦月におけるその専用契約に係る2（料金額）に規定する料金（故障回復時間返還基準額に係るもの（その暦月において料金表通則の2の各号に規定する場合は生じたときは、料金表通則の2及び3の規定に基づき算出した額とします。））の額（約款第84条第2項第2号及び第3項第2号の規定により支払いを要しないこととなる料金額を減じた額とします。）

（イ） その暦月が専用回線の提供を開始した暦月であって、その専用回線の提供を開始した日とその暦月の初日以外の日の場合その暦月及び翌暦月について、それぞれ（ア）の規定に準じた方法で算出した料金額の合計額

	<p>エ アの場合において、その専用回線等を全く利用できない状態が連続した場合が1の暦月（ウの（イ）の規定に該当する場合は、その規定に係る2の暦月とします。以下この欄において同じとします。）において複数回となるときは、当社は、それぞれの故障回復時間返還料金額の合計額を返還します。</p> <p>ただし、その故障回復時間返還料金額の合計が故障回復時間返還上限額を超える場合は、故障回復時間返還上限額を返還します。</p>
--	--

2 料金額

2-1 基本額（特定協定事業者との接続専用回線以外のもの）

2-1-1 基本回線専用料

（1）端末回線のみによるもの

- ① 1Gb/s のもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・月額料金表 53
- ② 10Gb/s のもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・月額料金表 53

（2）中継回線によるもの

- ① 1Gb/s のもの
 - （ア）シングル構成・・・・・・・・・・・・・・・・月額料金表 53
- ② 10Gb/s のもの
 - （ア）シングル構成・・・・・・・・・・・・・・・・月額料金表 53
 - （イ）デュアル構成・・・・・・・・・・・・・・・・月額料金表 53

2-2 加算額

料金種別	単 位		月額料金
ア 線路設置専用料	専用回線の各終端につき100m までごとに		900円
イ 異経路の線路専用料	——		別に算定する実費
ウ 特別電気通信設備専用料	——		別に算定する実費
エ 回線終端装置専用料	10Mbps 又は 100Mbpsのもの	1台ごとに	5,000円
	1Gbpsのもの		60,000円
	10Gbpsのもの		60,000円
オ 配線設備専用料	10Mbps 又は 100Mbpsのもの	1配線ごと に	2,000円
	1Gbpsのもの		—
	10Gbpsのもの		—

第4 国際専用サービスに関する料金

1 適用

区 分	内 容		
(1) 品目に係る料金の適用	当社は料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。		
	品 目	内 容	
	高速品目	56kb/s	56kbit/sの伝送が可能なもの
		64kb/s	64kbit/sの伝送が可能なもの
		128kb/s	128kbit/sの伝送が可能なもの
		192kb/s	192kbit/sの伝送が可能なもの
		256kb/s	256kbit/sの伝送が可能なもの
		384kb/s	384kbit/sの伝送が可能なもの
		512kb/s	512kbit/sの伝送が可能なもの
		768kb/s	768kbit/sの伝送が可能なもの
		1Mb/s	1.024Mbit/sの伝送が可能なもの
		1.5Mb/s	1.536Mbit/s、1.544Mbit/sの伝送が可能なもの
	2Mb/s	1.920Mbit/s、1.984Mbit/s、2.048Mbit/sの伝送が可能なもの	
	超高速品目	45M/s	44.736Mbit/sの伝送が可能なもの
		150M/s	149.760Mbit/sの伝送が可能なもの
	1 Gb/s	1Gbit/s の伝送が可能なもの	
備考			
(1) 各品目に対応する国内回線部分の品目は料金表別表に定めるところによります。			
(2) 短期専用契約は、高速品目の国際専用回線に限り提供します。			
(2) 回線距離の測定	国際専用サービスの回線距離の測定については、高速デジタル伝送サービスの場合に準ずるものとします。		

<p>(3) 最低利用期間内に専用契約の解除等があった場合の料金の適用</p>	<p>ア 国際専用サービスには、短期専用契約に係るもの及び異経路によるものを除いて、最低利用期間があります。</p> <p>イ 契約者は、最低利用期間内に専用契約の解除があった場合は、第84条（料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する料金（基本回線専用料とします。以下この欄において同じとします。）に相当する額を、一括して支払っていただきます。</p> <p>ウ 契約者は、最低利用期間内に専用サービスの品目の変更又は専用回線の移転があった場合は、変更前の料金の額から、変更後の料金の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、一括して支払っていただきます。</p> <p>エ ウの場合に、品目の変更と同時にその専用回線の設置場所において、専用回線の新設又は専用契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等の専用回線の料金を合算して行います。</p> <p>オ イ、ウ及びエの規定にかかわらず、特定協定事業者との相互接続に係る料金（特定協定事業者が料金を設定するものに限ります。）の取扱いのものについて、最低利用期間内に専用契約の解除等があった場合の料金の適用は、その特定協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。</p>
---	---

<p>(4) 多重アクセスを利用している場合の料金の適用</p>	<p>ア 多重アクセスには、次の伝送速度の区分があります。</p> <table border="1" data-bbox="507 965 1342 1126"> <thead> <tr> <th>伝送速度の区分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.5Mb/s</td> <td>1.536Mbit/s までの多重化が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>6Mb/s</td> <td>6.144Mbit/s までの多重化が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 当社は超高速品目のもの以外の専用回線について、1の多重アクセスを利用する専用回線（光配線によるものを除きます。）の品目の伝送速度の合計が192kb/s以上となる場合に限り多重アクセスを提供します。</p> <p>イ 多重アクセスを利用している場合の専用回線の料金は、2の(1)の額から次表の額を減額し、同一の多重アクセスを利用する専用回線（同一の多重アクセスを利用するすべての専用回線が128kb/s以下のものであるときは、64kb/s又は128kb/sのものとしします。）のうち1の専用回線（特定協定事業者との相互接続に係るものであって、その特定協定事業者が料金を設定する場合を含みます。）について、次の額を加算して適用します。ただし、特定協定事業者との相互接続に係るものであって、その特定協定事業者が多重アクセスを行う場合、その区間における加算額は、特定協定事業者の料金表の規定に準ずるものとしします。</p> <table border="1" data-bbox="507 1664 1342 1783"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>料金の減額（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>64kb/s又は128kb/s</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>その他の品目</td> <td>18,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 多重アクセスを利用している場合の専用回線の区域外線路の加算額は、同一の多重アクセスを利用する専用回線について、1の専用回線を除く他の専用回線については、支払いを要しません。</p> <p>エ 多重アクセスを利用している場合の回線接続装置専用料は、その専用回線の多重アクセスの伝送速度に対応した回線接続装置専用料を適用します。</p>	伝送速度の区分	内 容	1.5Mb/s	1.536Mbit/s までの多重化が可能なもの	6Mb/s	6.144Mbit/s までの多重化が可能なもの	品 目	料金の減額（月額）	64kb/s又は128kb/s	2,400円	その他の品目	18,000円
伝送速度の区分	内 容												
1.5Mb/s	1.536Mbit/s までの多重化が可能なもの												
6Mb/s	6.144Mbit/s までの多重化が可能なもの												
品 目	料金の減額（月額）												
64kb/s又は128kb/s	2,400円												
その他の品目	18,000円												

<p>(5) 特定協定事業者との相互接続に係る料金額の設定</p>	<p>特定協定事業者との相互接続に係る料金額は、2（料金額）の2-1-1及び2-1-2の(2)に定める額及び特定協定事業者の高速デジタル伝送サービスに係る料金表の規定を準用した額（相互接続協定に基づく加算額等に限ります。ただし、専用回線に関する料金の減額を除きます。）とします。 この場合における回線距離の測定については、この表の(2)に準ずるものとします。</p>																					
<p>(6) 長期継続利用に係る料金の適用</p>	<p>ア 当社は、契約者（短期契約者を除きます。以下この欄において同じとします。）から、その専用契約に係る専用回線について、次表に定める期間の継続利用（以下「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合には、その期間における料金については、2の2-1の額（この表の(5)欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）から同表に規定する額を減額して適用します。 この場合、長期継続利用には同表に規定する種類があり、あらかじめいずれか1つを選択していただきます。</p> <p>(ア) 国際回線部分の本邦側回線の部分</p> <table border="1" data-bbox="504 884 1345 1332"> <thead> <tr> <th>区別</th> <th>種類</th> <th>継続して利用する期間</th> <th>料金の減額（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">の 高 速 品 目 の</td> <td>(ア) 3年利用</td> <td>3年間</td> <td>2の2-1の額に0.25を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>(イ) 5年利用</td> <td>5年間</td> <td>2の2-1の額に0.30を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">の 高 速 品 目 以 外</td> <td>(ア) 3年利用</td> <td>3年間</td> <td>2の2-1の額に0.30を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>(イ) 5年利用</td> <td>5年間</td> <td>2の2-1の額に0.35を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>(ウ) 7年利用</td> <td>7年間</td> <td>2の2-1の額に0.40を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table>	区別	種類	継続して利用する期間	料金の減額（月額）	の 高 速 品 目 の	(ア) 3年利用	3年間	2の2-1の額に0.25を乗じて得た額	(イ) 5年利用	5年間	2の2-1の額に0.30を乗じて得た額	の 高 速 品 目 以 外	(ア) 3年利用	3年間	2の2-1の額に0.30を乗じて得た額	(イ) 5年利用	5年間	2の2-1の額に0.35を乗じて得た額	(ウ) 7年利用	7年間	2の2-1の額に0.40を乗じて得た額
区別	種類	継続して利用する期間	料金の減額（月額）																			
の 高 速 品 目 の	(ア) 3年利用	3年間	2の2-1の額に0.25を乗じて得た額																			
	(イ) 5年利用	5年間	2の2-1の額に0.30を乗じて得た額																			
の 高 速 品 目 以 外	(ア) 3年利用	3年間	2の2-1の額に0.30を乗じて得た額																			
	(イ) 5年利用	5年間	2の2-1の額に0.35を乗じて得た額																			
	(ウ) 7年利用	7年間	2の2-1の額に0.40を乗じて得た額																			

(イ) 国内回線部分に係る料金

(a) 特定協定事業者との相互接続以外のとき

区別	種 類	継続して利用する期間	料金の減額 (月額)
の 高 速 品 目 の	(ア) 3年利用	3年間	2の2-1の額に0.07を乗じて得た額
	(イ) 5年利用	5年間	2の2-1の額に0.10を乗じて得た額
の 高 速 品 目 以 外	(ア) 3年利用	3年間	2の2-1の額に0.07を乗じて得た額
	(イ) 5年利用	5年間	2の2-1の額に0.10を乗じて得た額
	(ウ) 7年利用	7年間	2の2-1の額に0.13を乗じて得た額

(b) 特定協定事業者との相互接続のとき

種 類	継続して利用する期間	料金の減額 (月額)
(ア) 3年利用	3年間	2の2-1の額に0.07を乗じて得た額
(イ) 6年利用	6年間	2の2-1の額に0.11を乗じて得た額

イ 長期継続利用に係る料金については、長期継続利用の申出を当社が承諾した日（専用契約の申込と同時に長期継続利用の申出があった場合は、その専用回線の提供を開始した日）から適用します。

ウ 長期継続利用に係る料金の適用の対象となる期間（以下「長期継続利用期間」といいます。）には、専用回線の利用停止があった期間を含むものとします。

- エ 当社は、長期継続利用に係る専用回線について、その専用契約の解除があった場合には、長期継続利用を廃止します。
- オ 長期継続利用に係る契約者は、長期継続利用期間満了後も長期継続利用を継続しようとするときは、長期継続利用期間の満了日の10日前までに、新たに長期継続利用の種類を選択して、当社に申し出ていただきます。
- カ 長期継続利用期間の中途における長期継続利用の種類の変更については、変更後の種類の長期継続利用期間が変更前の種類の長期継続利用期間よりも長くなる場合に限り行うことができます。
- キ 前項の規定により長期継続利用の種類を変更したときは、変更後の種類の長期継続利用の料金については、その種類の変更を当社が承諾した日から適用します。
この場合、変更後の種類の長期継続利用期間の満了日については、変更前の種類の長期継続利用の適用を開始した日から起算して算出します。
- ク 長期継続利用に係る契約者は、長期継続利用期間の満了前に国際専用サービスの品目の変更もしくは専用回線の移転によりその専用契約に係る料金が減少した場合又は長期継続利用の廃止があった場合には、それぞれ次に掲げる額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

区 分	支払いを要する額
(ア) 国際専用サービスの品目の変更等により料金が減少した場合	残余の期間に対応する料金の差額(減少前の料金から減少後の料金を控除して得た額をいいます。)に0.35を乗じて得た額
(イ) 長期継続利用の廃止があった場合	残余の期間に対応する廃止前の料金に0.35を乗じて得た額

- ケ 長期継続利用の開始から1年以内(長期継続利用の継続の場合を含みます。)にクの表の(イ)に該当する場合が生じた場合においては、その期間において支払われる料金の総額(同表に基づき算定した支払いを要する額を含みます。)が、その専用回線が最低利用期間に契約の解除があったとみなした場合において支払われる料金の総額を下回る場合には、その差額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

(7) 国内専用回線の併用に係る料金の適用

- ア 当社は、契約者が、当社が提供する専用回線(高速デジタル伝送サービスに限ります。以下この欄において「国内専用回線」といいます。)を併せて利用している場合であって、国内専用回線に係る契約者と同一である場合に限り、その契約者に係る専用回線(国際専用回線に限ります。)の国際回線部分の本邦側の回線専用料については、2の2-1の額(この表の(5)欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。)から、下表に規定する額を減額して適用します。以下この欄において「国内専用回線併用」といいます。

品 目	料金の減額(月額)
56kb/s、64kb/s、128kb/s、192kb/s、256kb/s又は384kb/s	2の2-1の額に0.15を乗じて得た額

	512kb/s、768kb/s、1Mb/s、1.5Mb/s 又は2Mb/s	2の2-1の額に0.30を乗じて得た額
(8) 回線距離の測定その他の場合における料金の適用	<p>イ 国内専用回線併用に係る回線専用料の適用は、その申し出を当社が承諾した日の属する料金月の翌料金月の初日から、その廃止の申し出のあった日の属する料金月の末日までの期間について適用します。</p> <p>ウ 国内専用回線併用に係る回線専用料の適用は、料金月単位で行います。</p> <p>エ 当社は、契約者が併せて利用している当社が提供する国内専用回線に係る専用契約の解除があった場合には、国内専用回線併用の廃止の申し出があったものとみなして取り扱います。</p> <p>回線距離の測定、回線距離測定局の変更があった場合、收容区域及び加入区域の設定、短期専用契約による場合、専用回線の終端が加入区域外にある場合、異経路による場合、復旧等に伴い専用回線の経路を変更した場合、特別な電気通信設備を提供した場合及び当社が回線接続装置、配線設備を提供した場合の料金の適用については、高速デジタル伝送サービスの場合に準ずるものとします。</p>	

2 料金額

2-1 基本回線専用料

2-1-1 国際回線部分の本邦側回線の部分

- (1) 高速品目 月額料金表34
- (2) 超高速品目 月額料金表34
- (3) (1)および(2)以外のもの 月額料金表34

2-1-2 国内回線部分

第5 その他専用サービス
映像伝送サービスに関する料金

1 適用

区 分	内 容										
(1) 種類に係る料金の適用	<p>当社は料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">品 目</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">削除</td> <td style="text-align: center;">削除</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">削除</td> <td style="text-align: center;">削除</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">削除</td> <td style="text-align: center;">削除</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ハイビジョン映像伝送サービス</td> <td>専らテレビジョンのカラーの映像及びその映像に付随する音響を伝送するため、映像にあっては通常60Hzから30MHzまでの周波数帯域又は1.5Gbit/s相当の符号を、映像に付随する音響にあっては通常20Hzから20kHz（4チャンネル）までの周波数帯域又は6Mbit/s相当の符号を伝送することが可能な専用サービス</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 映像伝送サービスは、内容欄の用途のみに利用することができるものとします。</p>	品 目	内 容	削除	削除	削除	削除	削除	削除	ハイビジョン映像伝送サービス	専らテレビジョンのカラーの映像及びその映像に付随する音響を伝送するため、映像にあっては通常60Hzから30MHzまでの周波数帯域又は1.5Gbit/s相当の符号を、映像に付随する音響にあっては通常20Hzから20kHz（4チャンネル）までの周波数帯域又は6Mbit/s相当の符号を伝送することが可能な専用サービス
	品 目	内 容									
	削除	削除									
	削除	削除									
	削除	削除									
ハイビジョン映像伝送サービス	専らテレビジョンのカラーの映像及びその映像に付随する音響を伝送するため、映像にあっては通常60Hzから30MHzまでの周波数帯域又は1.5Gbit/s相当の符号を、映像に付随する音響にあっては通常20Hzから20kHz（4チャンネル）までの周波数帯域又は6Mbit/s相当の符号を伝送することが可能な専用サービス										
(2) 通信の態様による細目に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表の通り通信の態様による細目を定めます。</p> <p>ア 通信の方向による区別</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 別</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">片方向サービス</td> <td>あらかじめ定められた一方向のみに伝送することが可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">双方向サービス</td> <td>片方向サービス以外のもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 映像伝送サービスは、終日利用の専用サービス（片方向又は双方向サービス）として提供します。 ただし、ハイビジョン映像伝送サービスについては、片方向サービスとして提供します。</p>	区 別	内 容	片方向サービス	あらかじめ定められた一方向のみに伝送することが可能なもの	双方向サービス	片方向サービス以外のもの				
	区 別	内 容									
	片方向サービス	あらかじめ定められた一方向のみに伝送することが可能なもの									
	双方向サービス	片方向サービス以外のもの									
	イ 利用する回線による区別										

	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="507 232 756 277">区 別</th> <th data-bbox="756 232 1342 277">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="507 277 756 349">中継回線によるもの</td> <td data-bbox="756 277 1342 349">中継回線及びその中継回線に接続される端末回線を利用するもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="507 349 756 421">端末回線のみによるもの</td> <td data-bbox="756 349 1342 421">端末回線のみを利用するもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="507 421 1342 501">備考 ハイビジョン映像伝送サービスについては、端末回線のみによるものにより提供します。</td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容	中継回線によるもの	中継回線及びその中継回線に接続される端末回線を利用するもの	端末回線のみによるもの	端末回線のみを利用するもの	備考 ハイビジョン映像伝送サービスについては、端末回線のみによるものにより提供します。	
区 別	内 容								
中継回線によるもの	中継回線及びその中継回線に接続される端末回線を利用するもの								
端末回線のみによるもの	端末回線のみを利用するもの								
備考 ハイビジョン映像伝送サービスについては、端末回線のみによるものにより提供します。									
(3) 回線距離の測定	<p>回線距離は、次のとおり測定します。</p> <p>ア 中継回線の部分 その中継回線の双方の終端に係る回線距離測定局相互間の直線距離により測定します。 直線距離は回線距離測定局の緯度、経度に基づき算定します。</p> <p>イ 端末回線の部分 その端末回線が収容される専用取扱局とその端末回線の終端との間の直線距離（それぞれの直線距離について算出した結果に500m未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げます。）の合計により測定します。 ただし、局相互間を端末回線として利用する場合は、実際に経由する局間の直線距離（直線距離は専用取扱局の緯度、経度に基づき算定し、3以上の局を経由する場合は各局間距離を合計します。）を上記に加えて測定します。 (注1)「回線距離測定局」とは、回線距離測定のための起算点となる専用取扱局をいいます。 (注2)回線距離測定局は、当社が指定する専用サービス取扱所において閲覧に供します。</p>								
(4) 最低利用期間内に専用契約の解除等があった場合の料金の適用	<p>ア 映像伝送サービスには、短期専用契約に係るもの及び異経路によるものを除いて最低利用期間があります。</p> <p>イ 契約者は、最低利用期間内に専用契約の解除があった場合は、約款第63条（料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する料金（基本回線専用料及び分岐回線専用料（分岐料を含みます。）とします。以下この欄において同じとします。）に相当する額を、一括して支払っていただきます。</p> <p>ウ 契約者は、最低利用期間内に片方向サービスと双方向サービスの区別の変更又は分岐回線の廃止があった場合は、変更前の料金から、変更後の料金の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、一括して支払っていただきます。</p>								
(5) 回線終端装置に係る料金の適用	<p>当社の回線終端装置を設置した場合、回線終端装置に係る加算額を適用します。</p>								
(6) 回線距離測定局の変更その他の場合における料金の適用	<p>回線距離測定局の変更があった場合、収容区域及び加入区域の設定、専用回線の終端が加入区域外にある場合、短期専用契約による場合、異経路による場合、復旧等に伴い専用回線の経路を変更した場合、特別な電気通信設備を提供した場合及び当社が回線接続装置、配線設備を提供した場合の料金の適用については、高速デジタル伝送サービスの場合に準ずるものとします。</p>								

2 料金額

(1) 削除

(2) 削除

(3) 削除

(4) ハイビジョン映像伝送サービスに関するもの

ア 端末回線専用料…………… 月額料金表42

イ 加算額

料金種別	単 位		月額料金	
			短期専用契約以外 のもの	短期専用契約のもの
(ア) 線路設置 専用料	専用回線の各終端に つき100mまでごとに		800円	2,400円
(イ) 異経路の 線路専用料	——		別に算定する実費	
(ウ) 特別電気通 信設備専用料	——		別に算定する実費	
(エ) 回線接続 装置専用料	送信用	1台ごと に	114,000円	342,000円
	受信用	1台ごと に	87,000円	261,000円
(オ) 配線設備 専用料	1配線ごとに		1,000円	3,000円
備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定する専用サービス取扱所 において閲覧に供します。				

第6 手続きに関する料金

料金種別	単 位	月額料金
譲渡承認手数料	1契約ごとに	800円
契約者数変更手数料	1回ごとに	800円

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

1 適用

区 分	内 容												
(1) 工事費の適用	工事費は、工事を要することとなる専用回線等及び接続専用回線において、一の工事ごとに適用します。												
(2) 移転、接続変更又は他社接続回線接続変更の場合の工事費の適用	移転、接続変更又は他社接続回線接続変更の場合の工事費は、移転先又は接続変更先の取付けに関する工事について適用します。												
(3) 工事の適用区分	<p>工事の区分は次のとおりとします。</p> <p>(1) (2)以外のもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事の区分</th> <th>適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 専用回線の設置又は移転に係る工事</td> <td>専用回線、分岐回線又は接続専用回線（相互接続点の部分を除きます。）等の設置又は移転の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>イ 専用回線の変更に係る工事</td> <td>専用回線、分岐回線又は接続専用回線（相互接続点の部分を除きます。）等について、品目の変更、区別の変更、及び回線終端装置の種類の変更、一時中断の再利用又は回線相互接続等の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>ウ 端末設備に係る工事</td> <td>端末設備の設置、区別の変更、移転、接続変更又は一時中断の再利用等の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>エ 専用回線の利用の一時中断に係る工事</td> <td>専用回線、分岐回線、接続専用回線（相互接続点の部分を除きます。）又は端末設備の利用の一時中断等を行う場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>オ 接続専用回線の相互接続点に係る工事</td> <td> 接続専用回線の相互接続点において次の工事をする場合に適用します。 (ア) 接続工事 (イ) 他社接続回線接続変更 (ウ) その他の変更 </td> </tr> </tbody> </table>	工事の区分	適 用	ア 専用回線の設置又は移転に係る工事	専用回線、分岐回線又は接続専用回線（相互接続点の部分を除きます。）等の設置又は移転の場合に適用します。	イ 専用回線の変更に係る工事	専用回線、分岐回線又は接続専用回線（相互接続点の部分を除きます。）等について、品目の変更、区別の変更、及び回線終端装置の種類の変更、一時中断の再利用又は回線相互接続等の場合に適用します。	ウ 端末設備に係る工事	端末設備の設置、区別の変更、移転、接続変更又は一時中断の再利用等の場合に適用します。	エ 専用回線の利用の一時中断に係る工事	専用回線、分岐回線、接続専用回線（相互接続点の部分を除きます。）又は端末設備の利用の一時中断等を行う場合に適用します。	オ 接続専用回線の相互接続点に係る工事	接続専用回線の相互接続点において次の工事をする場合に適用します。 (ア) 接続工事 (イ) 他社接続回線接続変更 (ウ) その他の変更
工事の区分	適 用												
ア 専用回線の設置又は移転に係る工事	専用回線、分岐回線又は接続専用回線（相互接続点の部分を除きます。）等の設置又は移転の場合に適用します。												
イ 専用回線の変更に係る工事	専用回線、分岐回線又は接続専用回線（相互接続点の部分を除きます。）等について、品目の変更、区別の変更、及び回線終端装置の種類の変更、一時中断の再利用又は回線相互接続等の場合に適用します。												
ウ 端末設備に係る工事	端末設備の設置、区別の変更、移転、接続変更又は一時中断の再利用等の場合に適用します。												
エ 専用回線の利用の一時中断に係る工事	専用回線、分岐回線、接続専用回線（相互接続点の部分を除きます。）又は端末設備の利用の一時中断等を行う場合に適用します。												
オ 接続専用回線の相互接続点に係る工事	接続専用回線の相互接続点において次の工事をする場合に適用します。 (ア) 接続工事 (イ) 他社接続回線接続変更 (ウ) その他の変更												

	<p>カ 回線接続等に係る工事</p>	<p>(ア)多重アクセス又は端末回線多重の利用に関する回線接続等工事は、1の多重アクセス又は端末回線多重について、1の専用回線ごとに適用します。</p> <p>ただし、現に利用している回線を多重化する場合があります。</p> <p>(イ)回線内速度設定の利用に関する回線接続等工事は、設定する速度単位ごとに適用します。</p> <p>ただし、現に利用している回線内の速度設定をする場合に限りです。</p> <p>(ウ)削除</p>
	<p>キ 専用回線の利用休止又は再利用に係る工事</p>	<p>専用回線の利用休止又は再利用の場合に適用します。</p>

(2) 高速イーサネット専用サービスに係るもの
ただし、特定協定事業者との接続専用回線に限る

工事の区分	適用
ア 端末設備に係る工事	端末設備の設置、区別の変更、移転、接続変更又は一時中断の再利用等の場合に適用します。
イ 配線設備に係る工事	接続専用回線の終端（相互接続点の部分を除きます。）において配線設備の設置、移転、接続変更及び一時中断の再利用の場合に適用します。
ウ 回線接続等に係る工事	接続専用回線を収容局設備に接続又は接続変更する場合に適用します。
エ 接続専用回線の相互接続点に係る工事	接続専用回線の相互接続点において次の工事をする場合に適用します。 （ア）接続工事 （イ）他社接続回線接続変更 （ウ）その他の変更
オ 専用回線の利用の一時中断に係る工事	専用回線、分岐回線、接続専用回線（相互接続点の部分を除きます。）又は端末設備の利用の一時中断等を行う場合に適用します。

2 工事費の額

(1) (2)以外のもの

1の工事ごとに

工 事 の 種 類			工事費の額	
			削除	光 配 線
専用回線の設置（回線終端装置を設置するものに限ります。）又は移転に係る工事			削除	21,000円
専用回線の変更に係る工事	回線終端装置の取付け工事を伴う場合	回線終端装置の取替えのみの場合	削除	9,000円
		上記以外の場合	削除	21,000円
	上記以外の場合		削除	12,000円
端末設備に係る工事	回線接続装置に係る工事		削除	9,000円
	配線設備に係る工事		削除	12,000円
専用回線の利用の一時中断に係る工事			削除	7,000円
接続専用回線の相互接続点に係る工事			削除	2,000円
回線接続等に係る工事			削除	2,000円
専用回線の利用休止又は再利用に係る工事			削除	7,000円

(2) 高速イーサネット専用サービスに係るもの

ただし、特定協定事業者との接続専用回線に限る

1の工事ごとに

工 事 の 種 類		工事費の額
端末設備に係る工事	回線終端装置の取付け又は設定変更に係るもの	8,000円
配線設備に係る工事	配線設備の設置又は接続変更に係るもの	12,000円
回線接続等に係る工事		2,500円
相互接続点に係る工事		3,000円
利用の一時中断に係る工事		7,000円

※ (1)、(2)の工事、またはその他の工事に伴い、引込柱以降において建柱、引込ルートの変更等特別な工事を要する場合には、実費を支払っていただきます。

第2 線路設置費

1 適用

区 分	内 容										
(1) 線路設置費の適用	<p>ア 線路設置費は、区域外線路（設備費の支払いを要することとなる部分を除きます。）又は短期専用契約に係る新設した線路について適用します。</p> <p>イ 移転後の専用回線の終端が区域外となる場合であって、移転前の区域外線路の一部を使用するときは、その部分を除いた区域外線路の部分に限り、線路設置費を適用します。</p>										
(2) 線路設置費の差額負担	<p>ア 専用申込者が現に利用している当社の電気通信サービスに係る契約を解除すると同時に、新たに専用契約を締結して、その場所で専用サービスの提供を受ける場合の線路設置費の額は、次のとおりとします。</p> <p>ただし、区域外線路の新設の工事を要するときは、この差額負担の規定は適用しません。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 33%;"> 新たに提供を受ける専用サービスに係る専用契約を締結したものとみなした場合の線路設置費の額 </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">-</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 33%;"> 解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結したものとみなした場合の線路設置費の額 </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">=</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 33%;"> 線路設置費の額（残額があるときに限ります。） </td> </tr> </table> <p>ウ 専用サービスの品目の変更の場合の線路設置費の額は、次のとおりとします。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 33%;"> 変更後の専用回線を新設するときの線路設置費の額 </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">-</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 33%;"> 変更前の専用回線を新設するときの線路設置費の額 </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">=</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 33%;"> 線路設置費の額（残額があるときに限ります。） </td> </tr> </table>	新たに提供を受ける専用サービスに係る専用契約を締結したものとみなした場合の線路設置費の額	-	解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結したものとみなした場合の線路設置費の額	=	線路設置費の額（残額があるときに限ります。）	変更後の専用回線を新設するときの線路設置費の額	-	変更前の専用回線を新設するときの線路設置費の額	=	線路設置費の額（残額があるときに限ります。）
新たに提供を受ける専用サービスに係る専用契約を締結したものとみなした場合の線路設置費の額	-	解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結したものとみなした場合の線路設置費の額	=	線路設置費の額（残額があるときに限ります。）							
変更後の専用回線を新設するときの線路設置費の額	-	変更前の専用回線を新設するときの線路設置費の額	=	線路設置費の額（残額があるときに限ります。）							

(3) 多重アクセスの利用の開始又は廃止の場合の線路設置費の適用	<p>ア 多重アクセスの利用に係る専用回線の線路設置費は、2（線路設置費の額）の規定にかかわらず、同一の多重アクセスを利用することとなる専用回線のうち、1の専用回線（その専用回線が64kb/s又は128kb/sのものである場合は、これを192kb/sのものとみなします。）についてのみ、その品目の線路設置費を適用します。</p> <p>ただし、同一の多重アクセスを利用することとなる専用回線について、線路設置費を支払って設置された専用回線があるとき又は同一の多重アクセスを利用している専用回線の一部の専用回線について、専用契約の解除もしくは移転があった場合であって、引き続き多重アクセスを利用するときは、多重アクセスの利用に伴う線路設置費の支払いは要しません。この場合において、線路設置費を支払って設置された専用回線が64kb/s又は128kb/sのもののみであるときの線路設置費は、192kb/sの専用回線を新設したものとみなした場合の線路設置費の額とその専用回線を新設したものとみなした場合の線路設置費の額との差額の支払いを要します。</p> <p>イ 多重アクセスの利用を廃止し、引き続きその場所で専用回線を利用する場合は、その廃止のあった専用回線について、線路設置費の支払いを要します。</p> <p>ただし、多重アクセスの利用の廃止のあった専用回線が、線路設置費を支払って設置されたものであるときは、この限りではありません。</p>
----------------------------------	---

2 線路設置費の額 引込線 1 回線につき線路100mまでごとに

区 分	線路設置費の額
削除	削除
光 配 線	122,000円

第3 設備費

1 適 用

区 分	内 容
設備費の適用	<p>設備費は、次の設備について適用します。</p> <p>ア 異経路の線路の部分</p> <p>イ 特別な電気通信設備の部分</p>

2 設備費の額

区 分	設 備 費 の 額
高速デジタル伝送サービス	別に算定する実費
削除	削除
高速イーサネット専用サービス	別に算定する実費
映像伝送サービス	別に算定する実費
備考	<p>ア 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定する専用サービス取扱所において閲覧に供します。</p> <p>イ 高速イーサネット専用サービスにおいては、特定協定事業者との接続専用回線のものを除きます。</p>

第3表 証明手数料
1 契約ごと

300円

料金表別表

1 国際専用サービスの国内回線部分の品目

国際専用サービスの国際回線部分に係る品目に対応する国内回線部分に係る品目は、次のとおりとします。

国際回線部分の品目	国内回線部分の品目
56kb/s	64Kb/s
64kb/s	
128kb/s	128kb/s
192kb/s	192kb/s
256kb/s	256kb/s
384kb/s	384kb/s
512kb/s	512kb/s
768kb/s	768kb/s
1Mb/s	1Mb/s
1.5Mb/s (1.536Mb/s)	1.5Mb/s
1.5Mb/s (1.544Mb/s)	3Mb/s
2Mb/s	
45Mb/s	50Mb/s
150Mb/s	150Mb/s
1Gb/s	1Gb/s

2 削除

3 学校に限定した基本回線専用料の割引の適用

3-1 高速デジタル伝送サービスに関する料金

- 1 削除
- 2 削除

4 特定データセンターにおける工事費

- (1) 当社は、契約者回線を当社が定める特定データセンターに提供し、且つ回線終端装置を設置しない場合、その工事費について次表の額を適用します。

区 分	単 位	料 金
回線の設置又は移転に係る工事	1 の工事ごとに	21,000円
回線接続等に係る工事	1 の工事ごとに	2,000円

- (2) (1)以外のもの
料金表第2表（工事に関する費用）に準ずる。

月額料金表 6

【高速デジタル 超高速】

(1) 端末回線のみによるもの (50Mb/s 及び150Mb/s)

専用回線1回線ごとに

	単 位	月額料金
基 本 料	専用回線1回線ごとに	619,000 円
加 算 料	専用回線1回線につき500mまでごとに	28,000 円

(2) 中継回線によるもの

専用回線1回線ごとに

品 目		50Mb/s	
基 本 料	専用回線1回線ごとに	1,130,000 円	
加 算 料	専用回線1回線ごとに	15Kmまで	404,000 円 939,000 円
		30Kmまで	1,399,000 円 3,456,000 円
		40Kmまで	1,891,000 円 4,707,000 円
		50Kmまで	2,337,000 円 5,838,000 円
		60Kmまで	2,661,000 円 6,661,000 円
		70Kmまで	2,863,000 円 7,173,000 円
		80Kmまで	3,065,000 円 7,686,000 円
		90Kmまで	3,389,000 円 8,508,000 円
		100Kmまで	3,591,000 円 9,021,000 円
		120Kmまで	3,892,000 円 9,787,000 円
		140Kmまで	4,296,000 円 10,813,000 円
		160Kmまで	4,701,000 円 11,838,000 円
		180Kmまで	5,105,000 円 12,864,000 円
		200Kmまで	5,509,000 円 13,890,000 円
		220Kmまで	5,913,000 円 14,916,000 円
		240Kmまで	6,317,000 円 15,942,000 円
		260Kmまで	6,721,000 円 16,968,000 円
		280Kmまで	7,125,000 円 17,993,000 円
		300Kmまで	7,529,000 円 19,019,000 円
320Kmまで	7,933,000 円 20,045,000 円		
340Kmまで	8,337,000 円 21,071,000 円		
360Kmまで	8,741,000 円 22,097,000 円		
360Km超過	9,145,000 円 23,122,000 円		
端 末 回 線 の 部 分	専用回線1回線につき500mまでごとに	28,000 円	

月額料金表 7

【分岐回線専用料】

分岐回線 1 回線ごとに

料 金 種 別		月額料金
超高速品目	その分岐回線の終端と端局との間の部分の分岐回線専用料（分岐回線 1 回線につき500mまでごとに）	28,000 円
備考 契約者は、専用サービスの品目ごとに当社が定める分岐の数の限度内で分岐箇所及び分岐の順路を指定して、その専用回線の分岐の請求をすることができます。 ただし、次の場合は、分岐の請求をすることができません。 ア その専用回線が一の収容区域内に終始するものであるとき（約款第42条（回線自動切替の提供）に規定する回線自動切替を利用している専用回線の場合を除きます。）。 イ 分岐回線をさらに分岐するとき。		

月額料金表13

【高速デジタル 超高速】

ア 50Mb/sのもの

(ア)50Mb/s 基本料

単 位	月額料金
専用回線 1回線ごとに	565,000 円

(イ)50Mb/s 加算料

a 50Mb/s 中継回線の部分 専用回線 1回線ごとに

距 離 区 分		月額料金
回 線 距 離	120kmまでのもの	3,566,000 円
	120kmを超えるもの	3,566,000 円 に120kmを超える20kmまでごとに 345,000 円 を加えた額

b 50Mb/s 端末回線の部分

単 位	月額料金
専用回線 1回線につき500mまでごとに	28,000 円

イ 150Mb/sのもの

(ア)150Mb/s 基本料

単 位	月額料金
専用回線 1回線ごとに	565,000 円

(イ)150Mb/s 加算料

a 150Mb/s 中継回線の部分 専用回線 1回線ごとに

距 離 区 分		月額料金
回 線 距 離	120kmまでのもの	9,263,000 円
	120kmを超えるもの	9,263,000 円 に120kmを超える20kmまでごとに 936,000 円 を加えた額

b 150Mb/s 端末回線の部分

単 位	月額料金
専用回線 1回線につき500mまでごとに	28,000 円

月額料金表14

【分岐回線専用料】

分岐回線 1 回線ごとに

料 金 種 別		月額料金
超高速品目	その分岐回線の終端と端局との間の部分の分岐回線専用料（分岐回線 1 回線につき500mまでごとに）	28,000 円
<p>備考</p> <p>契約者は、専用サービスの品目ごとに当社が定める分岐の数の限度内で分岐箇所及び分岐の順路を指定して、その専用回線の分岐の請求をすることができます。ただし、次の場合は、分岐の請求をすることができません。</p> <p>ア その専用回線が一の収容区域内に終始するものであるとき（約款第42条（回線自動切替の提供）に規定する回線自動切替を利用している専用回線の場合を除きます。）。</p> <p>イ 分岐回線をさらに分岐するとき。</p>		

月額料金表34

2-1 基本回線専用料

2-1-1 国際回線部分の本邦側回線の部分

(1) 高速品目

専用回線 1 回線ごとに

品 目	料金額 (月額)	
	短期専用契約以外のもの	短期専用契約のもの
56kb/s、64kb/sのもの	440,000 円	660,000 円
128kb/sのもの	670,000 円	1,005,000 円
192kb/sのもの	870,000 円	1,305,000 円
256kb/sのもの	1,040,000 円	1,560,000 円
384kb/sのもの	1,340,000 円	2,010,000 円
512kb/sのもの	1,400,000 円	2,100,000 円
768kb/sのもの	1,810,000 円	2,715,000 円
1Mb/sのもの	1,890,000 円	2,835,000 円
1.5Mb/sのもの	2,440,000 円	3,660,000 円
2Mb/sのもの	2,810,000 円	4,215,000 円

(2) 超高速品目

専用回線 1 回線ごとに

品 目	料金額 (月額)
45Mb/sのもの	5,180,000 円
150Mb/sのもの	11,700,000 円

(3) (1) および(2) 以外のもの

専用回線 1 回線ごとに

品 目	料金額 (月額)
1Gb/sのもの	20,000,000 円

月額料金表35

2-1-2 国内回線部分

(1) 特定協定事業者との相互接続以外のとき

① 高速品目

ア 短期専用契約以外のもの

専用回線1回線ごとに

品目	料金額 (月額)			
	ゾーン1	ゾーン2	ゾーン3	ゾーン4
	福岡市、古賀市、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、粕屋郡、筑紫郡	福岡県 (ゾーン1以外の地域)、佐賀県	熊本県、長崎県、大分県	宮崎県、鹿児島県
64kb/sのもの	45,000 円	57,000 円	62,000 円	75,000 円
128kb/sのもの	56,000 円	89,000 円	99,000 円	120,000 円
192kb/sのもの	93,000 円	190,000 円	260,000 円	290,000 円
256kb/sのもの	99,000 円	200,000 円	270,000 円	300,000 円
384kb/sのもの	110,000 円	240,000 円	310,000 円	350,000 円
512kb/sのもの	120,000 円	270,000 円	330,000 円	390,000 円
768kb/sのもの	130,000 円	320,000 円	400,000 円	470,000 円
1Mb/sのもの	160,000 円	370,000 円	480,000 円	590,000 円
1.5Mb/sのもの	180,000 円	430,000 円	570,000 円	700,000 円
3Mb/sのもの	280,000 円	710,000 円	970,000 円	1,190,000 円

イ 短期専用契約のもの

専用回線1回線ごとに

品目	料金額 (月額)			
	ゾーン1	ゾーン2	ゾーン3	ゾーン4
	福岡市、古賀市、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、粕屋郡、筑紫郡	福岡県 (ゾーン1以外の地域)、佐賀県	熊本県、長崎県、大分県	宮崎県、鹿児島県
64kb/sのもの	67,500 円	85,500 円	93,000 円	112,500 円
128kb/sのもの	84,000 円	133,500 円	148,500 円	180,000 円
192kb/sのもの	139,500 円	285,000 円	390,000 円	435,000 円
256kb/sのもの	148,500 円	300,000 円	405,000 円	450,000 円
384kb/sのもの	165,000 円	360,000 円	465,000 円	525,000 円
512kb/sのもの	180,000 円	405,000 円	495,000 円	585,000 円
768kb/sのもの	195,000 円	480,000 円	600,000 円	705,000 円
1Mb/sのもの	240,000 円	555,000 円	720,000 円	885,000 円
1.5Mb/sのもの	270,000 円	645,000 円	855,000 円	1,050,000 円
3Mb/sのもの	420,000 円	1,065,000 円	1,455,000 円	1,785,000 円

月額料金表36

【高速デジタル 超高速】

(1) 端末回線のみによるもの (50Mb/s 及び150Mb/s)

	単 位	料金額 (月額)
基 本 料	専用回線1回線ごとに	565,000 円
加 算 料	専用回線1回線につき500mまでごとに	28,000 円

(2) 中継回線によるもの

専用回線1回線ごとに

品 目		50Mb/s	150Mb/s
基 本 料	専用回線1回線ごとに	565,000 円	
加 算 料	専用回線1回線ごとに	150mまで	404,000 円
		300mまで	1,399,000 円
		400mまで	1,891,000 円
		500mまで	2,337,000 円
		600mまで	2,661,000 円
		700mまで	2,863,000 円
		800mまで	3,065,000 円
		900mまで	3,389,000 円
		1000mまで	3,591,000 円
		1200mまで	3,892,000 円
		1400mまで	4,296,000 円
		1600mまで	4,701,000 円
		1800mまで	5,105,000 円
		2000mまで	5,509,000 円
		2200mまで	5,913,000 円
		2400mまで	6,317,000 円
		2600mまで	6,721,000 円
		2800mまで	7,125,000 円
		3000mまで	7,529,000 円
3200mまで	7,933,000 円		
3400mまで	8,337,000 円		
3600mまで	8,741,000 円		
3600m超過	9,145,000 円		
端 末 回 線 の 部 分	専用回線1回線につき500mまでごとに	28,000 円	

(3) 端末回線のみによるもの (1Gb/s)

	単 位	月額料金
基 本 料	専用回線1回線ごとに	500,000 円

月額料金表37

(1) 特定協定事業者との相互接続以外によるとき

① 高速品目

ア 64kb/sのもの

専用回線1回線ごとに

距離区分		料金額 (月額)	
		短期専用契約以外のもの	短期専用契約のもの
回線距離	120kmまでのもの	65,700 円	98,550 円
	120kmを超えるもの	65,700 円 に120kmを超える20kmまでごとに 1,400 円 を加えた額	98,550 円 に120kmを超える20kmまでごとに 2,100 円 を加えた額
	460kmを超えるもの	89,500 円 に460kmを超える20kmまでごとに 500 円 を加えた額	134,250 円 に460kmを超える20kmまでごとに 750 円 を加えた額

イ 128kb/sのもの

専用回線1回線ごとに

距離区分		料金額 (月額)	
		短期専用契約以外のもの	短期専用契約のもの
回線距離	120kmまでのもの	95,900 円	143,850 円
	120kmを超えるもの	95,900 円 に120kmを超える20kmまでごとに 2,300 円 を加えた額	143,850 円 に120kmを超える20kmまでごとに 3,450 円 を加えた額
	460kmを超えるもの	135,000 円 に460kmを超える20kmまでごとに 1,000 円 を加えた額	202,500 円 に460kmを超える20kmまでごとに 1,500 円 を加えた額

ウ 192kb/sのもの

専用回線1回線ごとに

距離区分		料金額 (月額)	
		短期専用契約以外のもの	短期専用契約のもの
回線距離	120kmまでのもの	212,800 円	319,200 円
	120kmを超えるもの	212,800 円 に120kmを超える20kmまでごとに 3,800 円 を加えた額	319,200 円 に120kmを超える20kmまでごとに 5,700 円 を加えた額
	460kmを超えるもの	277,400 円 に460kmを超える20kmまでごとに 1,500 円 を加えた額	416,100 円 に460kmを超える20kmまでごとに 2,250 円 を加えた額

エ 256kb/sのもの

専用回線1回線ごとに

距離区分		料金額 (月額)	
		短期専用契約以外のもの	短期専用契約のもの
回線距離	120kmまでのもの	220,300 円	330,450 円
	120kmを超えるもの	220,300 円 に120kmを超える20kmまでごとに 5,300 円 を加えた額	330,450 円 に120kmを超える20kmまでごとに 7,950 円 を加えた額
	460kmを超えるもの	310,400 円 に460kmを超える20kmまでごとに 2,000 円 を加えた額	465,600 円 に460kmを超える20kmまでごとに 3,000 円 を加えた額

オ 384kb/sのもの

専用回線1回線ごとに

距離区分		料金額 (月額)	
		短期専用契約以外のもの	短期専用契約のもの
回線距離	120kmまでのもの	241,400 円	362,100 円
	120kmを超えるもの	241,400 円 に120kmを超える20kmまでごとに 7,200 円 を加えた額	362,100 円 に120kmを超える20kmまでごとに 10,800 円 を加えた額
	460kmを超えるもの	363,800 円 に460kmを超える20kmまでごとに 3,000 円 を加えた額	545,700 円 に460kmを超える20kmまでごとに 4,500 円 を加えた額

カ 512kb/sのもの

専用回線1回線ごとに

距離区分		料金額 (月額)	
		短期専用契約以外のもの	短期専用契約のもの
回線距離	120kmまでのもの	264,000 円	396,000 円
	120kmを超えるもの	264,000 円 に120kmを超える20kmまでごとに 9,400 円 を加えた額	396,000 円 に120kmを超える20kmまでごとに 14,100 円 を加えた額
	460kmを超えるもの	423,800 円 に460kmを超える20kmまでごとに 3,900 円 を加えた額	635,700 円 に460kmを超える20kmまでごとに 5,850 円 を加えた額

キ 768kb/sのもの

専用回線1回線ごとに

距離区分		料金額 (月額)	
		短期専用契約以外のもの	短期専用契約のもの
回線距離	120kmまでのもの	307,000 円	460,500 円
	120kmを超えるもの	307,000 円 に120kmを超える20kmまでごとに 14,600 円 を加えた額	460,500 円 に120kmを超える20kmまでごとに 21,900 円 を加えた額
	460kmを超えるもの	555,200 円 に460kmを超える20kmまでごとに 6,400 円 を加えた額	832,800 円 に460kmを超える20kmまでごとに 9,600 円 を加えた額

ク 1Mb/sのもの

専用回線1回線ごとに

距離区分		料金額 (月額)	
		短期専用契約以外のもの	短期専用契約のもの
回線距離	120kmまでのもの	371,500 円	557,250 円
	120kmを超えるもの	371,500 円 に120kmを超える20kmまでごとに 18,400 円 を加えた額	557,250 円 に120kmを超える20kmまでごとに 27,600 円 を加えた額
	460kmを超えるもの	684,300 円 に460kmを超える20kmまでごとに 8,100 円 を加えた額	1,026,450 円 に460kmを超える20kmまでごとに 12,150 円 を加えた額

ケ 1.5Mb/sのもの

専用回線1回線ごとに

距離区分		料金額 (月額)	
		短期専用契約以外のもの	短期専用契約のもの
回線距離	120kmまでのもの	450,800 円	676,200 円
	120kmを超えるもの	450,800 円 に120kmを超える20kmまでごとに 24,500 円 を加えた額	676,200 円 に120kmを超える20kmまでごとに 36,750 円 を加えた額
	460kmを超えるもの	867,300 円 に460kmを超える20kmまでごとに 19,800 円 を加えた額	1,300,950 円 に460kmを超える20kmまでごとに 29,700 円 を加えた額

コ 3Mb/sのもの

専用回線1回線ごとに

距離区分		料金額 (月額)	
		短期専用契約以外のもの	短期専用契約のもの
回線距離	120kmまでのもの	766,800 円	1,150,200 円
	120kmを超えるもの	766,800 円 に120kmを超える20kmまでごとに 49,500 円 を加えた額	1,150,200 円 に120kmを超える20kmまでごとに 74,250 円 を加えた額
	460kmを超えるもの	1,608,300 円 に460kmを超える20kmまでごとに 19,800 円 を加えた額	2,412,450 円 に460kmを超える20kmまでごとに 29,700 円 を加えた額

月額料金表40

【高速デジタル 超高速】

ア 50Mb/sのもの

(ア)50Mb/s 基本料

単 位	料金額 (月額)
専用回線 1回線ごとに	565,000 円

(イ)50Mb/s 加算料

a 50Mb/s 中継回線の部分

専用回線 1回線ごとに

距 離 区 分		料金額 (月額)
回 線 距 離	120kmまでのもの	3,566,000 円
	120kmを超えるもの	3,566,000 円 に120kmを超える20kmまでごとに 345,000 円 を加えた額

b 50Mb/s 端末回線の部分

単 位	料金額 (月額)
専用回線 1回線につき500mまでごとに	28,000 円

イ 150Mb/sのもの

(ア)150Mb/s 基本料

単 位	料金額 (月額)
専用回線 1回線ごとに	565,000 円

(イ)150Mb/s 加算料

a 150Mb/s 中継回線の部分

専用回線 1回線ごとに

距 離 区 分		料金額 (月額)
回 線 距 離	120kmまでのもの	9,263,000 円
	120kmを超えるもの	9,263,000 円 に120kmを超える20kmまでごとに 936,000 円 を加えた額

b 150Mb/s 端末回線の部分

単 位	料金額 (月額)
専用回線 1回線につき500mまでごとに	28,000 円

月額料金表42

(2)削除

(3)削除

(4)ハイビジョン映像伝送サービスに関するもの

ア 端末回線専用料

料金種別	単 位	月額料金	
		短期専用契約以外のもの	短期専用契約のもの
基本料	端末回線 1 回線ごとに	128,000 円	384,000 円
加算料	端末回線 1 回線につき500mまでごとに	12,000 円	36,000 円

月額料金表47

(1)アナログ伝送サービス等

ア 基本回線専用料

(ア)音声伝送

専用回線1回線ごとに

距離区分		月額料金	
		短期専用契約以外のもの	短期専用契約のもの
回 線 距 離	10kmまでのもの	7,000 円	10,500 円
	20 "	17,000 円	25,500 円
	30 "	37,000 円	55,500 円
	40 "	45,000 円	67,500 円
	50 "	52,000 円	78,000 円
	60 "	57,000 円	85,500 円
	70 "	65,000 円	97,500 円
	80 "	72,000 円	108,000 円
	90 "	79,000 円	118,500 円
	100 "	88,000 円	132,000 円
	120 "	90,000 円	135,000 円
	140 "	98,000 円	147,000 円
	160 "	105,000 円	157,500 円
	180 "	112,000 円	168,000 円
	200 "	113,000 円	169,500 円
	220 "	115,000 円	172,500 円
	240 "	116,000 円	174,000 円
	260 "	117,000 円	175,500 円
	280 "	119,000 円	178,500 円
	300 "	120,000 円	180,000 円
320 "	121,000 円	181,500 円	
340 "	123,000 円	184,500 円	
360 "	124,000 円	186,000 円	
	360kmを超えるもの	130,000 円	195,000 円
備考 特殊な直流信号を通常の音声伝送のために重畳して利用する専用サービスは、音声伝送の専用サービスとして提供し、その専用区間が一の収容区域内に終始する場合で、かつ線路設計上可能な場合に限り提供します。			

(イ)3.4kHz

専用回線 1回線ごとに

距離区分		月額料金	
		短期専用契約以外のもの	短期専用契約のもの
回 線 距 離	10kmまでのもの	9,000 円	13,500 円
	20 "	21,000 円	31,500 円
	30 "	45,000 円	67,500 円
	40 "	54,000 円	81,000 円
	50 "	63,000 円	94,500 円
	60 "	69,000 円	103,500 円
	70 "	78,000 円	117,000 円
	80 "	87,000 円	130,500 円
	90 "	96,000 円	144,000 円
	100 "	109,000 円	163,500 円
	120 "	110,000 円	165,000 円
	140 "	120,000 円	180,000 円
	160 "	130,000 円	195,000 円
	180 "	136,000 円	204,000 円
	200 "	138,000 円	207,000 円
	220 "	140,000 円	210,000 円
	240 "	141,000 円	211,500 円
	260 "	143,000 円	214,500 円
	280 "	145,000 円	217,500 円
	300 "	146,000 円	219,000 円
320 "	148,000 円	222,000 円	
340 "	149,000 円	223,500 円	
360 "	151,000 円	226,500 円	
	360kmを超えるもの	160,000 円	240,000 円
備考	3.4kHz（自由利用）の専用サービスを符号伝送に利用する場合、当社はその符号伝送速度に関して保証するものではありませんが、標準的な変復調装置を用いた場合、おおむね9,600bit/s以下の符号伝送が可能なものとし、（分岐のある専用回線を利用する場合及び他社接続回線と接続して利用する場合はこの限りではありません。）		

月額料金表49

(ウ)2,400b/s

専用回線 1回線ごとに

距離区分		月額料金	
		短期専用契約以外のもの	短期専用契約のもの
回 線 距 離	10kmまでのもの	8,000 円	12,000 円
	20 "	20,000 円	30,000 円
	30 "	42,000 円	63,000 円
	40 "	51,000 円	76,500 円
	50 "	59,000 円	88,500 円
	60 "	64,000 円	96,000 円
	70 "	73,000 円	109,500 円
	80 "	81,000 円	121,500 円
	90 "	89,000 円	133,500 円
	100 "	98,000 円	147,000 円
	120 "	100,000 円	150,000 円
	140 "	110,000 円	165,000 円
	160 "	120,000 円	180,000 円
	180 "	130,000 円	195,000 円
	200 "	135,000 円	202,500 円
	220 "	140,000 円	210,000 円
	240 "	145,000 円	217,500 円
	260 "	155,000 円	232,500 円
	280 "	165,000 円	247,500 円
	300 "	175,000 円	262,500 円
320 "	180,000 円	270,000 円	
340 "	185,000 円	277,500 円	
360 "	190,000 円	285,000 円	
	360kmを超えるもの	225,000 円	337,500 円

月額料金表50

(エ)4,800b/s

専用回線 1回線ごとに

距離区分		月額料金	
		短期専用契約以外のもの	短期専用契約のもの
回 線 距 離	10kmまでのもの	9,000 円	13,500 円
	20 "	21,000 円	31,500 円
	30 "	45,000 円	67,500 円
	40 "	54,000 円	81,000 円
	50 "	63,000 円	94,500 円
	60 "	69,000 円	103,500 円
	70 "	78,000 円	117,000 円
	80 "	87,000 円	130,500 円
	90 "	96,000 円	144,000 円
	100 "	109,000 円	163,500 円
	120 "	110,000 円	165,000 円
	140 "	120,000 円	180,000 円
	160 "	130,000 円	195,000 円
	180 "	140,000 円	210,000 円
	200 "	145,000 円	217,500 円
	220 "	150,000 円	225,000 円
	240 "	155,000 円	232,500 円
	260 "	168,000 円	252,000 円
	280 "	180,000 円	270,000 円
	300 "	190,000 円	285,000 円
320 "	195,000 円	292,500 円	
340 "	200,000 円	300,000 円	
360 "	210,000 円	315,000 円	
	360kmを超えるもの	240,000 円	360,000 円

月額料金表51

(オ)9,600b/s

専用回線 1回線ごとに

距離区分		月額料金	
		短期専用契約以外のもの	短期専用契約のもの
回 線 距 離	10kmまでのもの	10,000 円	15,000 円
	20 "	23,000 円	34,500 円
	30 "	49,000 円	73,500 円
	40 "	60,000 円	90,000 円
	50 "	70,000 円	105,000 円
	60 "	76,000 円	114,000 円
	70 "	86,000 円	129,000 円
	80 "	96,000 円	144,000 円
	90 "	106,000 円	159,000 円
	100 "	118,000 円	177,000 円
	120 "	120,000 円	180,000 円
	140 "	133,000 円	199,500 円
	160 "	145,000 円	217,500 円
	180 "	155,000 円	232,500 円
	200 "	163,000 円	244,500 円
	220 "	170,000 円	255,000 円
	240 "	175,000 円	262,500 円
	260 "	185,000 円	277,500 円
	280 "	195,000 円	292,500 円
	300 "	205,000 円	307,500 円
320 "	210,000 円	315,000 円	
340 "	215,000 円	322,500 円	
360 "	220,000 円	330,000 円	
	360kmを超えるもの	265,000 円	397,500 円

月額料金表52

(2) 高速デジタル伝送サービスのYインターフェイスのもの

ア 基本回線専用料

(ア) 64kb/s

専用回線 1 回線ごとに

距離区分		月額料金	
		短期専用契約以外のもの	短期専用契約のもの
回 線 距 離	15kmまでのもの	56,000 円	84,000 円
	30 "	88,000 円	132,000 円
	40 "	103,000 円	154,500 円
	50 "	108,000 円	162,000 円
	60 "	112,000 円	168,000 円
	70 "	116,000 円	174,000 円
	80 "	119,000 円	178,500 円
	90 "	122,000 円	183,000 円
	100 "	125,000 円	187,500 円
	120 "	129,000 円	193,500 円
	140 "	133,000 円	199,500 円
	160 "	135,000 円	202,500 円
	180 "	137,000 円	205,500 円
	200 "	138,000 円	207,000 円
	220 "	140,000 円	210,000 円
	240 "	141,000 円	211,500 円
	260 "	143,000 円	214,500 円
	280 "	145,000 円	217,500 円
	300 "	146,000 円	219,000 円
	320 "	148,000 円	222,000 円
340 "	150,000 円	225,000 円	
360 "	151,000 円	226,500 円	
	360kmを超えるもの	160,000 円	240,000 円

月額料金表53

高速イーサ専用サービスのもの（特定協定事業者との接続専用回線以外のもの）

1 基本回線専用料

(1) 端末回線のみによるもの

専用回線1回線ごとに

品目	料金額（月額）
1Gb/s	1,080,000 円
10Gb/s	2,680,000 円

(2) 中継回線によるもの

専用回線1回線ごとに

品目	中継回線の構成	料金額（月額）
1Gb/s	シングル	7,280,000 円
10Gb/s	シングル	14,880,000 円
	デュアル	29,760,000 円

別 表

I 基本的な技術的事項

1 高速デジタル伝送サービス

(1) 削除

(2) 超高速品目の場合

ア 当社が回線接続装置を提供する場合

品目等	物理的条件	相互接続回路		
		伝送速度	符号形式	光出力等
50Mb/s	BNC同軸コネクタ (JIS規格C5412準拠)	44.736Mb/s	B3ZS符号	最大送出電力 +5.7dBm以下
	F04形単心 光ファイバコネクタ (JIS規格C5973準拠)	155.520Mb/s	NRZ符号	光出力 -8dBm以下 (平均値) 使用中心波長 1.31 μ m
150Mb/s	F04形単心 光ファイバコネクタ (JIS規格C5973準拠)	155.520Mb/s	NRZ符号	光出力 -8dBm以下 (平均値) 使用中心波長 1.31 μ m

イ 当社が回線接続装置を提供しない場合

品目等	物理的条件	相互接続回路		
		伝送速度	符号形式	光出力等
50Mb/s 150Mb/s	F04形単心 光ファイバコネクタ (JIS規格C5973準拠)	155.520Mb/s	NRZ符号	光出力 +3dBm以下 (平均値) 使用中心波長 1.31 μ m

2 削除

3 高速イーサネット専用サービス
当社が回線終端装置を提供する場合

(1) 特定協定事業者との接続専用回線のもの

インタフェース	物理的条件	相互接続回路
10Mbps	8ピンモジュラーコネクタ (ISO標準IS8877準拠)	IEEE802.3i 10BASE-T準拠
100Mbps	8ピンモジュラーコネクタ (ISO標準IS8877準拠)	IEEE802.3u 100BASE-TX準拠
1Gbps	F04型単心光ファイバコネクタ (JIS規格 C 5973 準拠) 又はLC型単心光ファイバコネクタ (IEC61754-20準拠) GI型光ファイバケーブル (JIS規格 C 6832のSGI-50/125及び SGI-62.5/125 準拠)	IEEE802.3z 1000BASE-SX準拠
	F04型単心光ファイバコネクタ (JIS規格 C 5973 準拠) 又はLC型単心光ファイバコネクタ (IEC61754-20準拠) SM型光ファイバケーブル (JIS規格C 6835 準拠)	IEEE802.3z 1000BASE-LX準拠
	8ピンモジュラーコネクタ (ISO標準IS8877準拠)	IEEE802.3ab 1000BASE-T準拠

(2) (1)以外のもの

インタフェース	物理的条件	相互接続回路
1Gbps	F04型単心光ファイバコネクタ (JIS規格 C 5973 準拠) 又はLC型単心光ファイバコネクタ (IEC61754-20準拠) GI型光ファイバケーブル (JIS規格 C 6832のSGI-50/125及び SGI-62.5/125 準拠)	IEEE802.3z 1000BASE-SX準拠
	F04型単心光ファイバコネクタ (JIS規格 C 5973 準拠) 又はLC型単心光ファイバコネクタ (IEC61754-20準拠) SM型光ファイバケーブル (JIS規格C 6835 準拠)	IEEE802.3z 1000BASE-LX準拠
	8ピンモジュラーコネクタ (ISO標準IS8877準拠)	IEEE802.3ab 1000BASE-T準拠
10Gbps	GI型光ファイバケーブル (JIS規格 C 6832のSGI-50/125及び SGI-62.5/125 準拠)	IEEE802.3ae 100BASE-SR準拠
	SM型光ファイバケーブル (JIS規格C 6835 準拠)	IEEE802.3ae 100BASE-LR準拠

4 国際専用サービス

(1) 高速品目

ア 当社が回線接続装置を提供する場合

品 目	物理的条件	相互接続回路		
		伝送速度	符号形式	光出力等
56kb/s、64kb/s、128kb/s	ISO標準IS2593準拠 34ピンコネクタ	ITU-T勧告V. 35		
	ISO標準IS4902準拠 37ピンコネクタ	ITU-T勧告V. 10/11		
	ISO標準IS4903準拠 15ピンコネクタ	ITU-T勧告X. 21		
	ISO標準IS10173準拠 8ピンコネクタ	TTC標準JT-I430-a		
	ISO標準IS4903準拠 15ピンコネクタ	ITU-T勧告G. 703		
192kb/s、256kb/s、 384kb/s、512kb/s、 768kb/s、1.024Mb/s、 1.536Mb/s	ISO標準IS2593準拠 34ピンコネクタ	ITU-T勧告V. 35		
	ISO標準IS4902準拠 37ピンコネクタ	ITU-T勧告V. 10/11		
	ISO標準IS4903準拠 15ピンコネクタ	ITU-T勧告X. 21		
	ISO標準IS10173準拠 8ピンコネクタ	TTC標準JT-I431-a		
	ISO標準IS4903準拠 15ピンコネクタ	ITU-T勧告G. 703		
1.544Mb/s、1.920Mb/s、 1.984Mb/s、2.048Mb/s	ISO標準IS2593準拠 34ピンコネクタ	ITU-T勧告V. 35		
	ISO標準IS4902準拠 37ピンコネクタ	ITU-T勧告V. 10/11		
	ISO標準IS4903準拠 15ピンコネクタ	ITU-T勧告X. 21		
	ISO標準IS4903準拠 15ピンコネクタ	ITU-T勧告G. 703		
	BNC同軸コネクタ (JIS規格C5412準拠)	TTC標準JT-G703-a		

イ 当社が回線接続装置を提供しない場合

品 目	物理的条件	相互接続回路		
		伝送速度	符号形式	光出力等
56kb/s、64kb/s、128kb/s	2線式インタフェース	TTC標準JT-G961準拠		
	F04型単心光ファイバコネクタ (JIS規格C5973準拠)	6.312Mb/s	CMI符号	光出力 -7dBm以下 使用中心波長 1.31μm
192kb/s、256kb/s、 384kb/s、512kb/s、 768kb/s、1.024Mb/s、 1.536Mb/s、1.544Mb/s、 1.920Mb/s、1.984Mb/s、 2.048Mb/s	F04型単心光ファイバコネクタ (JIS規格C5973準拠)	6.312Mb/s	CMI符号	光出力 -7dBm以下 使用中心波長 1.31μm

(2) 超高速品目

ア 当社が回線接続装置を提供する場合

品目	物理的条件	相互接続回路		
		伝送速度	符号形式	光出力等
45Mb/s	BNC 同軸コネクタ (JIS 規格 C5412 準拠)	44.736Mb/s	B3ZS 符号	最大送出電力 +5.7dBm 以下
150Mb/s	F04 型単心光ファイバコネクタ (JIS 規格 C5973 準拠)	155.52Mb/s	NRZ 符号	光出力 -8dBm 以下 (平均値) 使用中心波長 1.31 μ m

イ 当社が回線接続装置を提供しない場合

品目	物理的条件	相互接続回路		
		伝送速度	符号形式	光出力等
45Mb/s、 150Mb/s	F04 型単心光ファイバコネクタ (JIS 規格 C5973 準拠)	155.52Mb/s	NRZ 符号	光出力 +3dBm 以下 (平均値) 使用中心波長 1.31 μ m

(3) (1)および (2) 以外

ア 当社が回線終端装置を提供する場合

品目等	物理的条件	相互接続回路
1Gb/s	F04型単心光ファイバコネクタ (JIS規格 C 5973 準拠) GI型光ファイバケーブル (JIS規格C6832のSGI-50/125 及びSGI-62.5/125 準拠)	IEEE802.3 1000BASE-SX準拠

5 映像伝送サービス

(1) 削除

(2) 削除

(3) 削除

II 業務区域

1. 県	市 町 村
福岡県	福岡市、飯塚市、うきは市、大川市、大野城市、大牟田市、小郡市、春日市、那珂川市、北九州市、久留米市、古賀市、田川市、太宰府市、筑後市、筑紫野市、中間市、直方市、福津市、豊前市、糸島市、宗像市の一部、柳川市、八女市、行橋市、宮若市、朝倉市、嘉麻市、みやま市、朝倉郡筑前町、朝倉郡東峰村、遠賀郡芦屋町、遠賀郡岡垣町、遠賀郡遠賀町、遠賀郡水巻町、糟屋郡宇美町、糟屋郡粕屋町、糟屋郡篠栗町、糟屋郡志免町、糟屋郡新宮町、糟屋郡須恵町、糟屋郡久山町、嘉穂郡桂川町、鞍手郡鞍手町、鞍手郡小竹町、田川郡赤村、田川郡糸田町、田川郡大任町、田川郡川崎町、田川郡香春町、田川郡添田町、田川郡福智町、築上郡上毛町、築上郡築上町、築上郡吉富町、三井郡大刀洗町、三潞郡大木町、京都郡苅田町、京都郡みやこ町、八女郡広川町
佐賀県	佐賀市、伊万里市、嬉野市、小城市、鹿島市、唐津市、多久市、武雄市、鳥栖市、神埼市、神埼郡吉野ヶ里町、杵島郡大町町、杵島郡江北町、杵島郡白石町、西松浦郡有田町、東松浦郡玄海町、藤津郡太良町、三養基郡上峰町、三養基郡基山町、三養基郡みやき町
長崎県	長崎市の一部、諫早市、雲仙市、大村市、西海市の一部、佐世保市、島原市、松浦市の一部、平戸市の一部、南島原市、西彼杵郡時津町、西彼杵郡長与町、東彼杵郡川棚町、東彼杵郡波佐見町、東彼杵郡東彼杵町、北松浦郡佐々町
熊本県	熊本市、阿蘇市、荒尾市、宇城市、宇土市、上天草市、菊池市、玉名市、人吉市、水俣市、八代市、山鹿市、合志市、天草市、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町、阿蘇郡産山村、阿蘇郡小国町、阿蘇郡西原村、阿蘇郡高森町、阿蘇郡南阿蘇村、阿蘇郡南小国町、天草郡苓北町、上益城郡嘉島町、上益城郡甲佐町、上益城郡益城町、上益城郡御船町、上益城郡山都町、菊池郡大津町、菊池郡菊陽町、球磨郡あさぎり町、球磨郡五木村、球磨郡球磨村、球磨郡相良村、球磨郡錦町、球磨郡多良木町、球磨郡水上村、球磨郡山江村、球磨郡湯前町、下益城郡美里町、玉名郡玉東町、玉名郡和泉町、玉名郡長洲町、玉名郡南関町、八代郡氷川町
大分県	大分市、宇佐市、臼杵市、杵築市、佐伯市、竹田市、津久見市、中津市、日田市、豊後大野市、豊後高田市、別府市、由布市、国東市、玖珠郡玖珠町、玖珠郡九重町、速見郡日出町
宮崎県	宮崎市、えびの市、串間市、小林市、西都市、日南市、延岡市、日向市、都城市、北諸県郡三股町、児湯郡川南町、児湯郡木城町、児湯郡新富町、児湯郡高鍋町、児湯郡都農町、児湯郡西米良村、西諸県郡高原町、西臼杵郡五ヶ瀬町、西臼杵郡高千穂町、西臼杵郡日之影町、東臼杵郡門川町、東臼杵郡椎葉村、東臼杵郡美郷町、東臼杵郡諸塚村、東諸県郡綾町、東諸県郡国富町
鹿児島県	鹿児島市の一部、阿久根市、出水市、いちき串木野市、指宿市、鹿屋市、霧島市、南九州市、伊佐市、薩摩川内市の一部、志布志市、曾於市、垂水市、日置市、枕崎市、南さつま市、薩摩郡さつま町、始良市、始良郡湧水町、肝属郡肝付町、肝属郡錦江町、肝属郡南大隈町、肝属郡東串良町、曾於郡大崎町

Ⅲ 回線距離測定局

1 専用回線の終端又は分岐箇所を収容する専用取扱局で当社が指定する次の専用取扱局とします。

専用取扱局	2. 収容区域
北九州	北九州市門司区、北九州市小倉北区、北九州市小倉南区
戸畑	北九州市若松区の一部、北九州市戸畑区、北九州市八幡東区の一部
八幡	北九州市若松区の一部、北九州市八幡東区の一部、北九州市八幡西区、中間市、遠賀郡芦屋町、遠賀郡水巻町、遠賀郡遠賀町、遠賀郡岡垣町
飯塚	飯塚市の一部、嘉穂郡桂川町、嘉麻市
直方	直方市、宮若市、飯塚市の一部、鞍手郡小竹町、鞍手郡鞍手町
田川	田川市、田川郡香春町、田川郡福智町、田川郡糸田町、田川郡川崎町、田川郡大任町、田川郡添田町、田川郡赤村
苅田	行橋市、京都郡苅田町、京都郡みやこ町、築上郡築上町
福岡	福岡市博多区の一部、福岡市中央区、福岡市南区の一部、福岡市城南区、福岡市早良区、福岡市東区の一部、糟屋郡篠栗町、糟屋郡志免町、糟屋郡須恵町、糟屋郡粕屋町
新宮	福岡市東区の一部、古賀市、糟屋郡新宮町、糟屋郡久山町
今宿	福岡市西区
春日	福岡市博多区の一部、福岡市南区の一部、筑紫野市、春日市、那珂川市、大野城市、太宰府市、糟屋郡宇美町
福岡	宗像市の一部、福津市
前原	糸島市
甘木	朝倉市、うきは市、久留米市の一部（田主丸町）、朝倉市、朝倉郡東峰村、朝倉郡筑前町
久留米	久留米市の一部（田主丸町、城島町の一部除く）、筑後市、八女市の一部、八女郡広川町、三養基郡みやき町の一部（旧三根町の一部）
大牟田	大牟田市、大川市、柳川市、みやま市、八女市の一部、三潴郡大木町、
佐賀	佐賀市、小城市、多久市、久留米市の一部（城島町の一部）、神崎市、神埼郡吉野ヶ里町、杵島郡大町町、杵島郡江北町、杵島郡白石町の一部、三養基郡上峰町
鳥栖	鳥栖市、小郡市、久留米市の一部（旧久留米市の一部）、三井郡大刀洗町、三養基郡基山町、三養基郡みやき町の一部（旧三根町の一部除く）
武雄	武雄市、嬉野市の一部
鹿島	鹿島市、杵島郡白石町の一部、藤津郡太良町、嬉野市の一部
伊万里	伊万里市、西松浦郡有田町
唐津	唐津市、東松浦郡玄海町
長崎	長崎市の一部、西彼杵郡時津町、西彼杵郡長与町
諫早	諫早市、雲仙市の一部、大村市、東彼杵郡東彼杵町
島原	島原市、雲仙市の一部、南島原市
佐世保	佐世保市、松浦市の一部、北松浦郡佐々町、東彼杵郡川棚町、東彼杵郡波佐見町
大瀬戸	西海市の一部、長崎市の一部

田平	平戸市の一部
熊本	熊本市の一部、上益城郡嘉島町、上益城郡甲佐町、上益城郡益城町、上益城郡御船町
城東	熊本市の一部、
弓削	熊本市の一部、合志市、菊池郡大津町、菊池郡菊陽町、阿蘇郡西原村
松橋	宇土市、宇城市、上天草市の一部、熊本市の一部、下益城郡美里町
山鹿	山鹿市、菊池市、玉名郡和泉町の一部
玉名	玉名市、荒尾市、玉名郡和泉町の一部、玉名郡玉東町、玉名郡長洲町、玉名郡南関町
八代	八代市、八代郡氷川町
人吉	人吉市、球磨郡あさぎり町、球磨郡五木村、球磨郡球磨村、球磨郡相良村、球磨郡多良木町、球磨郡錦町、球磨郡水上村、球磨郡山江村、球磨郡湯前町
一の宮	阿蘇市、阿蘇郡産山村、阿蘇郡小国町、阿蘇郡高森町、阿蘇郡南小国町、阿蘇郡南阿蘇村
矢部	上益城郡山都町
水俣	水俣市、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町
本渡	天草市の一部、上天草市の一部、天草郡苓北町
大分	大分市の一部、豊後大野市の一部、由布市の一部
大分東	大分市の一部
別府	別府市、由布市の一部
中津	中津市、豊前市、築上郡上毛町、築上郡吉富町
宇佐	宇佐市、杵築市の一部、豊後高田市
杵築	杵築市の一部、速見郡日出町、国東市
日田	日田市
臼杵	臼杵市の一部、津久見市
玖珠	玖珠郡玖珠町、玖珠郡九重町
佐伯	佐伯市
竹田	竹田市、豊後大野市の一部
三重	豊後大野市の一部、臼杵市の一部
宮崎	宮崎市、東諸県郡綾町、東諸県郡国富町
都城	都城市、曾於市の一部、北諸県郡三股町
日向	日向市、東臼杵郡門川町、東臼杵郡椎葉村、東臼杵美郷町、東臼杵郡諸塚村
延岡	延岡市
高鍋	西都市、児湯郡高鍋町、児湯郡川南町、児湯郡木城町、児湯郡新富町、児湯郡都農町、児湯郡西米良村
小林	小林市、えびの市、西諸県郡高原町
高千穂	西臼杵郡高千穂町、西臼杵郡五ヶ瀬町、西臼杵郡日之影町
日南	日南市、串間市
鹿児島	鹿児島市の一部、日置市

指宿	指宿市、鹿児島市の一部、南九州市の一部
川内	薩摩川内市の一部、いちき串木野市、薩摩郡さつま町
加治木	霧島市の一部、姶良市
国分	霧島市の一部、姶良郡沸水町
鹿屋	鹿屋市の一部、垂水市、肝属郡肝付町、肝属郡錦江町、肝属郡東串良町、肝属郡南大隈町
出水	出水市、阿久根市
枕崎	枕崎市、南さつま市、南九州市の一部
志布志	志布志市、鹿屋市の一部、曾於市の一部、曾於郡大崎町
大口	伊佐市

(備考)

- ・ 市町村名は、「2022年4月1日現在」

2 前記1のうち専用回線の終端が次の専用取扱局に收容される場合は、回線距離測定局は次のとおりとします。

この場合、その回線距離測定局内で専用回線が終始するものについては、この規定は適用しません。

専用取扱局	回線距離測定局とする専用取扱局
北九州 戸畑 八幡	北九州
福岡 新宮 今宿 春日	福岡
久留米 鳥栖	久留米
熊本 城東 弓削	熊本
大分 大分 東	大分
加治木 国分	加治木

附 則

(実施時期)

1 この約款は、平成9年4月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この約款実施前に、旧約款の規定に基づき支払い、又は支払わなければならなかった専用サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

3 この約款実施前にその事由が生じた専用サービスに関する損害賠償の請求の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施時期)

第1条 この約款は、平成10年4月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 この約款実施の際、現に旧約款の規定により提供している高速デジタル伝送サービスの64kb/s又は128kb/sの専用回線については、この約款実施の日に、通常クラスの専用回線に移行したものとみなして取扱います。

第3条 高速デジタル伝送サービスの64kb/s又は128kb/sの品目の専用回線について、通常クラスからエコノミークラスへのサービスクラスの変更があった場合の最低利用期間及び長期継続利用割引の適用に関する取扱いについては、この約款実施の日から1年間、第33条（最低利用期間）第5項並びに認可料金第1表（料金）第2（高速デジタル伝送サービスに関する料金）1の(5)欄（長期継続利用に係る料金の適用）のクの規定は適用しません。

第4条 この約款実施前に、改正前の規定に基づき支払い、又は支払わなければならなかった専用サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

第5条 この約款実施前にその事由が生じた専用サービスに関する損害賠償の請求の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施時期)

第1条 この約款は、平成10年10月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 この約款実施の際、現に旧約款の規定により提供している高速デジタル伝送サービスの1.5Mb/sの専用回線については、この約款実施の日に、通常クラスの専用回線に移行したものとみなして取扱います。

第3条 高速デジタル伝送サービスの1.5Mb/sの品目の専用回線について、通常クラスからエコノミークラスへのサービスクラスの変更があった場合の最低利用期間及び長期継続利用割引の適用に関する取扱いについては、この約款実施の日から1年間、第33条（最低利用期間）第5項並びに認可料金第1表（料金）第2（高速デジタル伝送サービスに関する料金）1の(5)欄（長期継続利用に係る料金の適用）のクの規定は適用しません。

第4条 この約款実施前に、改正前の規定に基づき支払い、又は支払わなければならなかった専用サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

第5条 この約款実施前にその事由が生じた専用サービスに関する損害賠償の請求の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施時期)

第 1 条 この約款は、平成10年12月 1 日から実施します。

附 則

(実施時期)

第 1 条 この約款は、平成11年2月 1 日から実施します。

ただし、この改正規定中、ATM-Forum準拠の回線終端装置及び回線接続装置の取扱いについては、準備が整い次第実施します。

(経過措置)

第 2 条 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているATM専用サービスの端末回線（相互接続点に係るものを除きます。以下この項において同じします。）及び回線接続装置については、この改正規定実施の日に、それぞれ2芯式の端末回線、TTC標準JT-G957準拠の回線接続装置に移行したものとみなして取り扱います。

第 3 条 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により支払い、又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

第 4 条 この改正規定実施前にその事由が生じた専用サービスに関する損害賠償の請求の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施時期)

第 1 条 この約款は、平成11年 6 月 1 日から実施します。

(経過措置)

第 2 条 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している回線における最低利用期間の取扱いは、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施時期)

第 1 条 この約款は、平成11年 7 月 1 日から実施します。

附 則

(実施時期)

第 1 条 この約款は、平成11年 8 月 1 日から実施します。

(経過措置)

第 2 条 この改定規定実施の際現に、改正前の規定により提供している高速デジタル伝送サービスの64kb/s又は128kb/sの接続専用回線については、この改正規定実施の日に、通常クラスの接続専用回線に移行したものとみなして取り扱います。

第 3 条 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により支払い、又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

第 4 条 この改正規定実施前にその事由が生じた専用サービスに関する損害賠償の請求の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施時期)

第1条 この改正料金表は、平成11年12月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正料金表実施前に、改正前の料金表に基づき、支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

第3条 この改正料金表実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施時期)

第1条 この改正届出料金表は、平成12年6月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正届出料金表実施前に、改正前の届出料金表に基づき、支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

第3条 この改正届出料金表実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

第1条 この改正届出料金表は、平成12年8月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 KDD株式会社、第二電電株式会社、日本テレコム株式会社の契約約款及び料金表に規定する電気通信サービスに係る契約に基づき設置される電気通信設備と接続している接続専用回線であって、当社が特定協定事業者として取り扱うこととした日にその接続専用回線の専用契約者から当社が料金を設定してほしい旨の申出があったものに関する料金その他の取扱いについては、この改正届出料金表にかかわらず、当分の間、なお従前のおりとしします。

第3条 この改正届出料金表実施前に、改正前の届出料金表に基づき、支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成13年2月1日から実施します。

(経過措置)

2 学校限定割引については、この改正規定実施の日から平成16年1月31日までの間に限り適用するものとしします。

3 高速デジタル伝送サービスの64kb/s、128kb/s又は1.5Mb/sの品目の専用回線について、通常クラスからエコノミークラスへのサービスクラスの変更があった場合の最低利用期間及び長期継続利用割引の適用に関する取扱いについては、この約款実施の日から1年間、料金表第1表(料金)第2(高速デジタル伝送サービスに関する料金)1(適用)の(4)欄(最低利用期間内に専用契約の解除等があった場合の料金の適用)のウ及び(9)欄(長期継続利用に係る料金の適用)のクの規定は適用しません。

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成13年10月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成13年12月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成14年2月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際、現にこの改正規定による改正前の約款（以下「改正前約款」といいます。）の規定により当社とアナログ伝送サービス及び一般デジタル伝送サービス（以下「アナログ伝送サービス等」といいます。）又は高速デジタル伝送サービスのYインタフェースのものに係る専用契約を締結している者は、この改正後の約款（以下「改正後約款」といいます。）の実施後においても、その使用期間が満了するまでの間は、改正前約款の規定によるアナログ伝送サービス等又は高速デジタル伝送サービスのYインタフェースのものの提供を受けることができます。
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前約款の規定により当社が提供しているアナログ伝送サービス等及び高速デジタル伝送サービスのYインタフェースのものに関する提供条件は、次に掲げるもののほか、改正後約款に規定する高速デジタル伝送サービスに関する提供条件に準ずるものとしします。

(1)アナログ伝送サービス等及び高速デジタル伝送サービスのYインタフェースのものにおける基本的な技術的事項は、次のとおりとしします。

ア アナログ伝送サービス等

(ア) 当社が回線接続装置を提供する場合

品 目	物理的条件	相互接続回路
2,400b/s	Vシリーズの場合 25ピンコネクタ (IS 2110 に準拠)	Vシリーズの場合 CCITT勧告V.24に準拠
4,800b/s	Xシリーズの場合 15ピンコネクタ (IS 4903 に準拠)	Xシリーズの場合 CCITT勧告X.24に準拠
9,600b/s		

(イ) 当社が回線接続装置を提供しない場合

品 目	物理的条件
3.4kHz・音声伝送	2線式又は4線式インタフェース

2,400b/s 4,800b/s 9,600b/s	4線式インタフェース
----------------------------------	------------

イ 高速デジタル伝送サービスのYインタフェースのもの

品目等	物理的条件	相互接続回路		
		伝送速度	符号形式	送出電圧等
64kb/s	15ピンコネクタ (ISO標準 IS4903準拠)	80kb/s	CMI符号	0.96~1.44V
192kb/s, 384kb/s		1,544kb/s		2~6V
768kb/s, 1.5Mb/s		6,312kb/s		
3Mb/s, 6Mb/s				

4 この改正規定実施の際現に、改正前約款の規定により最低利用期間の適用を受けているアナログ伝送サービス等及び高速デジタル伝送サービスのYインタフェースのものの専用回線については、引き続きこの改正後約款の高速デジタル伝送サービスの規定を準用して適用を受けるものとし、その最低利用期間は、当社がその専用回線の提供を開始した日から起算するものとしします。

5 この改正規定実施の際現に、改正前約款の規定により当社が提供しているアナログ伝送サービス等及び高速デジタル伝送サービスのYインタフェースのものに関する料金額は、次に定める額に消費税相当額を加算した額としします。

(1) アナログ伝送サービス等

ア 基本回線専用料

- (ア) 音声伝送……………月額料金表47
- (イ) 3.4kHz……………月額料金表48
- (ウ) 2,400b/s……………月額料金表49
- (エ) 4,800b/s……………月額料金表50
- (オ) 9,600b/s……………月額料金表51

イ 加算額

料金種別	単位	区分	料金額(月額)	
			短期専用契約 以外のもの	短期専用契 約のもの
ア 線路設置 専用料	専用回線の各終 端につき100mま でごとに	2線式の場合	900円	1,350円
		4線式の場合	950円	1,425円
イ 異経路の 線路専用料	———	———	別に算定する実費	
ウ 4線式専用 料	引込線1回線 ごとに	———	2,500円	3,750円
エ 回線接続装 置専用料	1台ごとに	2,400b/s	3,700円	5,550円
		4,800b/s		
		9,600b/s		

オ 配線設備 専用料	1 配線ごとに	——	60円	90円
備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定する専用サービス取扱 所において閲覧に供します。				

(2) 高速デジタル伝送サービスのYインターフェイスのもの

ア 基本回線専用料

(ア) 64kb/sのもの……………月額料金表52

(イ) (ア)以外のもの

改正後届出料金表に規定する高速デジタル伝送サービスの通常クラスのもの
の基本回線専用料と同額

イ 加算額

(ア) 回線終端装置に係る加算額

料金種別	単位	区 分	料 金 額 (月 額)	
			短期専用契約 以外のもの	短期専用契約 のもの
回線終端装置 専用料	1 台ごとに	64 kb/s	5,000 円	7,500 円
		192kb/s	26,000 円	39,000 円
		384kb/s		
		768kb/s		
		1.5Mb/s	28,000 円	42,000 円
3 Mb/s				
		6 Mb/s		

(イ) (ア)以外のもの

改正後届出料金表に規定する高速デジタル伝送サービスの加算額と同額

6 この改正届出料金表実施の際現に、改正前届出料金表により提供している高速デジタル伝送サービスのYインターフェイスのもの
の特定協定事業者（KDD I 株式会社，日本テレコム株式会社，エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ 株式会社に限ります。）との相互接続に係る料金の一部
については、当社が定めるものとし、引込線1回線ごとに次の額とします。

品目	短期専用契約以外のもの (月額)	短期専用契約のもの (月額)
メタル配線によるもの	60 円	90 円
光配線によるもの	2,000 円	3,000 円

7 この改正届出料金表実施の際現に、改正前届出料金表により長期継続利用の適用を受けて
いる高速デジタル伝送サービスのYインターフェイスのもの専用回線については、引き続
き改正後届出料金表の高速デジタル伝送サービスの規定を準用して適用を受けるもの
とし、その長期継続利用の期間は、当社がその長期継続利用の適用を開始した日から起算
するものとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成14年4月23日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成14年6月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 学校限定割引については、この改正規定実施の日から平成15年5月31日までの間に限り適用するものとします。
- 3 ATM専用サービスの131Mb/sから135Mb/sの品目の専用回線について、通常クラスからエコノミークラスへのサービスクラスの変更があった場合の最低利用期間及び長期継続利用割引の適用に関する取扱いについては、この改正規定実施の日から1年間、料金表第1表(料金)第2(ATM専用サービスに関する料金)1(適用)の(4)欄(最低利用期間内に専用契約の解除等があった場合の料金の適用)のウ及び(8)欄(長期継続利用に係る料金の適用)のクの規定は適用しません。
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった専用サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成14年8月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった専用サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成14年10月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 学校限定割引については、この改正規定実施の日から平成15年9月30日までの間に限り適用するものとします。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成14年10月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成15年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成15年6月1日から実施します。

附 則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 15 年 9 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 15 年 11 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 A T M専用サービスの学校限定割引については、この改正規定実施の日から平成 16 年 10 月 31 日までの間に限り適用するものとします。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 16 年 2 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 18 年 1 月 4 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 18 年 4 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 21 年 7 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 22 年 4 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 26 年 4 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 28 年 4 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 29 年 7 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、2020 年 6 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、2021 年 6 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、2021 年 11 月 10 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、2021 年 12 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、2022 年 4 月 1 日から実施します。